

第十九回国会 人事委員會議録 第六号

昭和二十九年三月二十日(土曜日)

午後一時五十四分開議

出席委員

委員長 川島正太郎君

理事赤城 宗徳君 理事田中

理事永田 亮二君 理事山口 好一君

理事櫻井 奎夫君 理事池田 順治君

荒船清十郎君 小山倉之助君

石山 權作君 加賀田 進君

森 三樹二君 受田 新吉君

出席國務大臣

文部大臣 大達 茂雄君

出席府政委員

人事院總裁 淺井 清君

文部事務次官 福井 勇君

文部事務官(初等中等教育局長) 緒方 信一君

委員外の出席者

文部事務官(初等中等教育局地方課長) 齋藤 正君

專門員 安倍 三郎君

專門員 遠山信一郎君

三月十九日

岡山県銚立村の地域給引上げに関する陳情書(岡山県児島郡銚立高等校芸学院長多田龍瑞外四名)(第二〇五七号)

学校教職員給与法改正に関する陳情書(山形県東田川郡立谷沢村父兄教師会長秋葉金之助外五十九名)(第二〇八六号)

本日の會議に付した事件
教育公務員の政治活動の制限等に関する説明聴取

○川島委員長 これより開会いたします。

前会に引続き、教育公務員の政治活動の制限等に関して質疑を行います。

受田新吉君。

○受田委員 政府提出二法案について種々検討が続けられ、審査が行われて来ておるのですが、この法案に關して、特に教育公務員特例法の改正案なるものは国家公務員法に關連を持つて参りますので、きつめて重要な關連の諸点について、政府委員に政府の意図するところをただしたいと思ひます。

まずこの二つの法案を出したこと、特に教育公務員特例法の改正案は、地方公務員たる教育職員の政治活動の制限については、いわゆる国家公務員たる教育職員の規定を準用するという事になつておる。それをわざ／＼法文に書き立てて、国立学校の職員になつて罰則を規定して、政治活動の制限をするというところにされた政府の意図は、地方公務員ではあるが、教育は中正でなければならぬので、その偏向を認めることができない、従つてその制限を破るものについては、国立学校の職員と同じ立場に置かなければならぬという意味以外に、何か意図するところがあるかどうか。すなわち地方公務員たる教育公務員に対し、国立学校の公務員と同じような立場で政治活動の制限をした意図を伺いたいのであります。

○緒方政府委員 ただいまお話になりましたように、教育というものの性格から申しまして、これは一地方に限られる關係だけでなく、全国的な關係からいたしまして、教育という職務の内容には特色がございまして、政治活動の制限につきましても、地方公務員並に扱わないで、国家公務員と同様の制限まで持つて来る、これは、今お話のあつた通りであります。

政治活動の制限につきまして、公務員法です規定されております。趣旨は、この委員会では申し上げませんが、この委員会では申し上げませんが、提案理由等でたび／＼申し上げましたように、政治活動の制限をいふことによりまして、一般公務員であれば、その公務員の職務の内容であれ、その職務の内容であります教育の中正な運営が保てるようにするという事に趣旨がございます。そこで教員に対しては、政治活動に深入りすれば、教員の職務内容であります教育がその影響を受けて、勢い政治的に影響を受ける、そういうことのないようにいたしたいということで、地方の公立学校の教育公務員を国立学校の教育公務員と同じ扱いにしたいという趣旨で、提案いたしました次第であります。

○受田委員 文部大臣には連日御苦勞をいただきまして、ずいぶんお疲れであらうと思ひます。しかしこうした重大事態に立ち至つて、本日運命を決せられような立場になつておられて、お疲れのところお氣の毒であり、相済みぬところもある程度あるのであります。が、少くともこういう世界にも例を見ないような教育弾圧法規を出しにされた文部大臣は、きつめて責任のある立場にあられますから、その御苦勞を超越して、きょうはこの人事委員会において、われ／＼の質問を受けていただきますのであります。

実は、私は、この法案が提出されたときにはなほだ不可解に思つたことは、教育公務員特別法が出た当時の立法理由、あるいは地方公務員法が制定された、その三十六条の但書に、地方公共団体に属する教職員の政治活動の範圍を規定したときの事情をよく知つておる一人として、地方公務員である教育職員は、その身分は地方公共団体に属しておるのに、しかも政治活動の制限規定だけは国立学校の職員と同等にしたという、このちがひはなほ立法技術というものが、まず私たちにとつてはなほだ納得が行かなかつたのです。何となれば、大臣はしば／＼あらゆる委員会御説明になつておられますが、教育者はその教える教育の内容、職務の内容において中正であらねばならぬ。それが侵されることは、将来の国家を背負う國民が偏狭になり、片寄つたものになるといふような立場で、教育の中立性を侵させないためと、それからその教育に従事する教職員をその中立性から逸脱させないために二法案を出したと御説明しておられるのですが、地方公務員法の三十六条の但書が出された当時、地方公務員たる教育職員は、その身分は市町村の教育委員会に属しまして、その市町村に対して身分の範圍が限定されておりました。そのほかの地域には、その教職員たる地位を利用して弊害を与えることがきわめて少い、またそういうことは基本的人権や自由を重んずる民主主義国家としてはけしからぬことであるといふことで、その属する市町村のみを政治活動制限の対象としての地域として指定した。ところがその後事情がかわつて、その属する地域だけではどうもいかぬようになったといふその大きな事情はどういうところからお考へになられ、そして国立学校の職員と同じ立場になされたのですか。ここをひとつ伺いたしたいと思ひます。

○大達國務大臣 現在の地方公務員たる教育公務員に対する制限は、地方公務員であるという点に重点を置いて定められておると思ひます。それは現行法の建前でありまして、大体その趣旨は今お述べになつた通りと思ひます。今回の法律案はそれを改正して、国家公務員並にしようというのであります。従つて現行法規の趣旨とは違つた趣旨に立脚するものであります。それでありますから、当然その点においては、現行法が制定せられたときの考へ方と矛盾するといふか、違つた立場をとつておるわけでありまして、そうすることが適當である、こゝういふふうに考へて提案したのであります。

○受田委員 そういうことが適當であるという状況の変化を確認されて提案

ましたように、教育というものの性格から申しまして、これは一地方に限られる關係だけでなく、全国的な關係からいたしまして、教育という職務の内容には特色がございまして、政治活動の制限につきましても、地方公務員並に扱わないで、国家公務員と同様の制限まで持つて来る、これは、今お話のあつた通りであります。

政治活動の制限につきまして、公務員法です規定されております。趣旨は、この委員会では申し上げませんが、この委員会では申し上げませんが、提案理由等でたび／＼申し上げましたように、政治活動の制限をいふことによりまして、一般公務員であれば、その公務員の職務の内容であれ、その職務の内容であります教育の中正な運営が保てるようにするという事に趣旨がございます。そこで教員に対しては、政治活動に深入りすれば、教員の職務内容であります教育がその影響を受けて、勢い政治的に影響を受ける、そういうことのないようにいたしたいということで、地方の公立学校の教育公務員を国立学校の教育公務員と同じ扱いにしたいという趣旨で、提案いたしました次第であります。

○受田委員 文部大臣には連日御苦勞をいただきまして、ずいぶんお疲れであらうと思ひます。しかしこうした重大事態に立ち至つて、本日運命を決せられような立場になつておられて、お疲れのところお氣の毒であり、相済みぬところもある程度あるのであります。が、少くともこういう世界にも例を見ないような教育弾圧法規を出しにされた文部大臣は、きつめて責任のある立場にあられますから、その御苦勞を超越して、きょうはこの人事委員会において、われ／＼の質問を受けていただきますのであります。

実は、私は、この法案が提出されたときにはなほだ不可解に思つたことは、教育公務員特別法が出た当時の立法理由、あるいは地方公務員法が制定された、その三十六条の但書に、地方公共団体に属する教職員の政治活動の範圍を規定したときの事情をよく知つておる一人として、地方公務員である教育職員は、その身分は地方公共団体に属しておるのに、しかも政治活動の制限規定だけは国立学校の職員と同等にしたという、このちがひはなほ立法技術というものが、まず私たちにとつてはなほだ納得が行かなかつたのです。何となれば、大臣はしば／＼あらゆる委員会御説明になつておられますが、教育者はその教える教育の内容、職務の内容において中正であらねばならぬ。それが侵されることは、将来の国家を背負う國民が偏狭になり、片寄つたものになるといふような立場で、教育の中立性を侵させないためと、それからその教育に従事する教職員をその中立性から逸脱させないために二法案を出したと御説明しておられるのですが、地方公務員法の三十六条の但書が出された当時、地方公務員たる教育職員は、その身分は市町村の教育委員会に属しまして、その市町村に対して身分の範圍が限定されておりました。そのほかの地域には、その教職員たる地位を利用して弊害を与えることがきわめて少い、またそういうことは基本的人権や自由を重んずる民主主義国家としてはけしからぬことであるといふことで、その属する市町村のみを政治活動制限の対象としての地域として指定した。ところがその後事情がかわつて、その属する地域だけではどうもいかぬようになったといふその大きな事情はどういうところからお考へになられ、そして国立学校の職員と同じ立場になされたのですか。ここをひとつ伺いたしたいと思ひます。

○大達國務大臣 現在の地方公務員たる教育公務員に対する制限は、地方公務員であるという点に重点を置いて定められておると思ひます。それは現行法の建前でありまして、大体その趣旨は今お述べになつた通りと思ひます。今回の法律案はそれを改正して、国家公務員並にしようというのであります。従つて現行法規の趣旨とは違つた趣旨に立脚するものであります。それでありますから、当然その点においては、現行法が制定せられたときの考へ方と矛盾するといふか、違つた立場をとつておるわけでありまして、そうすることが適當である、こゝういふふうに考へて提案したのであります。

○受田委員 そういうことが適當であるという状況の変化を確認されて提案

ましたように、教育というものの性格から申しまして、これは一地方に限られる關係だけでなく、全国的な關係からいたしまして、教育という職務の内容には特色がございまして、政治活動の制限につきましても、地方公務員並に扱わないで、国家公務員と同様の制限まで持つて来る、これは、今お話のあつた通りであります。

政治活動の制限につきまして、公務員法です規定されております。趣旨は、この委員会では申し上げませんが、この委員会では申し上げませんが、提案理由等でたび／＼申し上げましたように、政治活動の制限をいふことによりまして、一般公務員であれば、その公務員の職務の内容であれ、その職務の内容であります教育の中正な運営が保てるようにするという事に趣旨がございます。そこで教員に対しては、政治活動に深入りすれば、教員の職務内容であります教育がその影響を受けて、勢い政治的に影響を受ける、そういうことのないようにいたしたいということで、地方の公立学校の教育公務員を国立学校の教育公務員と同じ扱いにしたいという趣旨で、提案いたしました次第であります。

○受田委員 文部大臣には連日御苦勞をいただきまして、ずいぶんお疲れであらうと思ひます。しかしこうした重大事態に立ち至つて、本日運命を決せられような立場になつておられて、お疲れのところお氣の毒であり、相済みぬところもある程度あるのであります。が、少くともこういう世界にも例を見ないような教育弾圧法規を出しにされた文部大臣は、きつめて責任のある立場にあられますから、その御苦勞を超越して、きょうはこの人事委員会において、われ／＼の質問を受けていただきますのであります。

実は、私は、この法案が提出されたときにはなほだ不可解に思つたことは、教育公務員特別法が出た当時の立法理由、あるいは地方公務員法が制定された、その三十六条の但書に、地方公共団体に属する教職員の政治活動の範圍を規定したときの事情をよく知つておる一人として、地方公務員である教育職員は、その身分は地方公共団体に属しておるのに、しかも政治活動の制限規定だけは国立学校の職員と同等にしたという、このちがひはなほ立法技術というものが、まず私たちにとつてはなほだ納得が行かなかつたのです。何となれば、大臣はしば／＼あらゆる委員会御説明になつておられますが、教育者はその教える教育の内容、職務の内容において中正であらねばならぬ。それが侵されることは、将来の国家を背負う國民が偏狭になり、片寄つたものになるといふような立場で、教育の中立性を侵させないためと、それからその教育に従事する教職員をその中立性から逸脱させないために二法案を出したと御説明しておられるのですが、地方公務員法の三十六条の但書が出された当時、地方公務員たる教育職員は、その身分は市町村の教育委員会に属しまして、その市町村に対して身分の範圍が限定されておりました。そのほかの地域には、その教職員たる地位を利用して弊害を与えることがきわめて少い、またそういうことは基本的人権や自由を重んずる民主主義国家としてはけしからぬことであるといふことで、その属する市町村のみを政治活動制限の対象としての地域として指定した。ところがその後事情がかわつて、その属する地域だけではどうもいかぬようになったといふその大きな事情はどういうところからお考へになられ、そして国立学校の職員と同じ立場になされたのですか。ここをひとつ伺いたしたいと思ひます。

○大達國務大臣 現在の地方公務員たる教育公務員に対する制限は、地方公務員であるという点に重点を置いて定められておると思ひます。それは現行法の建前でありまして、大体その趣旨は今お述べになつた通りと思ひます。今回の法律案はそれを改正して、国家公務員並にしようというのであります。従つて現行法規の趣旨とは違つた趣旨に立脚するものであります。それでありますから、当然その点においては、現行法が制定せられたときの考へ方と矛盾するといふか、違つた立場をとつておるわけでありまして、そうすることが適當である、こゝういふふうに考へて提案したのであります。

○受田委員 そういうことが適當であるという状況の変化を確認されて提案

ましたように、教育というものの性格から申しまして、これは一地方に限られる關係だけでなく、全国的な關係からいたしまして、教育という職務の内容には特色がございまして、政治活動の制限につきましても、地方公務員並に扱わないで、国家公務員と同様の制限まで持つて来る、これは、今お話のあつた通りであります。

政治活動の制限につきまして、公務員法です規定されております。趣旨は、この委員会では申し上げませんが、この委員会では申し上げませんが、提案理由等でたび／＼申し上げましたように、政治活動の制限をいふことによりまして、一般公務員であれば、その公務員の職務の内容であれ、その職務の内容であります教育の中正な運営が保てるようにするという事に趣旨がございます。そこで教員に対しては、政治活動に深入りすれば、教員の職務内容であります教育がその影響を受けて、勢い政治的に影響を受ける、そういうことのないようにいたしたいということで、地方の公立学校の教育公務員を国立学校の教育公務員と同じ扱いにしたいという趣旨で、提案いたしました次第であります。

○受田委員 文部大臣には連日御苦勞をいただきまして、ずいぶんお疲れであらうと思ひます。しかしこうした重大事態に立ち至つて、本日運命を決せられような立場になつておられて、お疲れのところお氣の毒であり、相済みぬところもある程度あるのであります。が、少くともこういう世界にも例を見ないような教育弾圧法規を出しにされた文部大臣は、きつめて責任のある立場にあられますから、その御苦勞を超越して、きょうはこの人事委員会において、われ／＼の質問を受けていただきますのであります。

実は、私は、この法案が提出されたときにはなほだ不可解に思つたことは、教育公務員特別法が出た当時の立法理由、あるいは地方公務員法が制定された、その三十六条の但書に、地方公共団体に属する教職員の政治活動の範圍を規定したときの事情をよく知つておる一人として、地方公務員である教育職員は、その身分は地方公共団体に属しておるのに、しかも政治活動の制限規定だけは国立学校の職員と同等にしたという、このちがひはなほ立法技術というものが、まず私たちにとつてはなほだ納得が行かなかつたのです。何となれば、大臣はしば／＼あらゆる委員会御説明になつておられますが、教育者はその教える教育の内容、職務の内容において中正であらねばならぬ。それが侵されることは、将来の国家を背負う國民が偏狭になり、片寄つたものになるといふような立場で、教育の中立性を侵させないためと、それからその教育に従事する教職員をその中立性から逸脱させないために二法案を出したと御説明しておられるのですが、地方公務員法の三十六条の但書が出された当時、地方公務員たる教育職員は、その身分は市町村の教育委員会に属しまして、その市町村に対して身分の範圍が限定されておりました。そのほかの地域には、その教職員たる地位を利用して弊害を与えることがきわめて少い、またそういうことは基本的人権や自由を重んずる民主主義国家としてはけしからぬことであるといふことで、その属する市町村のみを政治活動制限の対象としての地域として指定した。ところがその後事情がかわつて、その属する地域だけではどうもいかぬようになったといふその大きな事情はどういうところからお考へになられ、そして国立学校の職員と同じ立場になされたのですか。ここをひとつ伺いたしたいと思ひます。

○大達國務大臣 現在の地方公務員たる教育公務員に対する制限は、地方公務員であるという点に重点を置いて定められておると思ひます。それは現行法の建前でありまして、大体その趣旨は今お述べになつた通りと思ひます。今回の法律案はそれを改正して、国家公務員並にしようというのであります。従つて現行法規の趣旨とは違つた趣旨に立脚するものであります。それでありますから、当然その点においては、現行法が制定せられたときの考へ方と矛盾するといふか、違つた立場をとつておるわけでありまして、そうすることが適當である、こゝういふふうに考へて提案したのであります。

○受田委員 そういうことが適當であるという状況の変化を確認されて提案

ましたように、教育というものの性格から申しまして、これは一地方に限られる關係だけでなく、全国的な關係からいたしまして、教育という職務の内容には特色がございまして、政治活動の制限につきましても、地方公務員並に扱わないで、国家公務員と同様の制限まで持つて来る、これは、今お話のあつた通りであります。

政治活動の制限につきまして、公務員法です規定されております。趣旨は、この委員会では申し上げませんが、この委員会では申し上げませんが、提案理由等でたび／＼申し上げましたように、政治活動の制限をいふことによりまして、一般公務員であれば、その公務員の職務の内容であれ、その職務の内容であります教育の中正な運営が保てるようにするという事に趣旨がございます。そこで教員に対しては、政治活動に深入りすれば、教員の職務内容であります教育がその影響を受けて、勢い政治的に影響を受ける、そういうことのないようにいたしたいということで、地方の公立学校の教育公務員を国立学校の教育公務員と同じ扱いにしたいという趣旨で、提案いたしました次第であります。

○受田委員 文部大臣には連日御苦勞をいただきまして、ずいぶんお疲れであらうと思ひます。しかしこうした重大事態に立ち至つて、本日運命を決せられような立場になつておられて、お疲れのところお氣の毒であり、相済みぬところもある程度あるのであります。が、少くともこういう世界にも例を見ないような教育弾圧法規を出しにされた文部大臣は、きつめて責任のある立場にあられますから、その御苦勞を超越して、きょうはこの人事委員会において、われ／＼の質問を受けていただきますのであります。

実は、私は、この法案が提出されたときにはなほだ不可解に思つたことは、教育公務員特別法が出た当時の立法理由、あるいは地方公務員法が制定された、その三十六条の但書に、地方公共団体に属する教職員の政治活動の範圍を規定したときの事情をよく知つておる一人として、地方公務員である教育職員は、その身分は地方公共団体に属しておるのに、しかも政治活動の制限規定だけは国立学校の職員と同等にしたという、このちがひはなほ立法技術というものが、まず私たちにとつてはなほだ納得が行かなかつたのです。何となれば、大臣はしば／＼あらゆる委員会御説明になつておられますが、教育者はその教える教育の内容、職務の内容において中正であらねばならぬ。それが侵されることは、将来の国家を背負う國民が偏狭になり、片寄つたものになるといふような立場で、教育の中立性を侵させないためと、それからその教育に従事する教職員をその中立性から逸脱させないために二法案を出したと御説明しておられるのですが、地方公務員法の三十六条の但書が出された当時、地方公務員たる教育職員は、その身分は市町村の教育委員会に属しまして、その市町村に対して身分の範圍が限定されておりました。そのほかの地域には、その教職員たる地位を利用して弊害を与えることがきわめて少い、またそういうことは基本的人権や自由を重んずる民主主義国家としてはけしからぬことであるといふことで、その属する市町村のみを政治活動制限の対象としての地域として指定した。ところがその後事情がかわつて、その属する地域だけではどうもいかぬようになったといふその大きな事情はどういうところからお考へになられ、そして国立学校の職員と同じ立場になされたのですか。ここをひとつ伺いたしたいと思ひます。

○大達國務大臣 現在の地方公務員たる教育公務員に対する制限は、地方公務員であるという点に重点を置いて定められておると思ひます。それは現行法の建前でありまして、大体その趣旨は今お述べになつた通りと思ひます。今回の法律案はそれを改正して、国家公務員並にしようというのであります。従つて現行法規の趣旨とは違つた趣旨に立脚するものであります。それでありますから、当然その点においては、現行法が制定せられたときの考へ方と矛盾するといふか、違つた立場をとつておるわけでありまして、そうすることが適當である、こゝういふふうに考へて提案したのであります。

○受田委員 そういうことが適當であるという状況の変化を確認されて提案

されたというのでありますが、昨年解散の当時国会に提出されておりました義務教育学校職員法案なるものがありました。これは教員の身分を、義務教育学校に関する限り国家公務員にするという建前で、政府が、あなたの前任者が中心でお出しになられたのでありますが、これは身分を国家公務員とし、そして国家公務員たる立場において政治活動の制限も国家公務員並に準じて国家公務員としてやるわけであり、また、この点では、身分が国家公務員にかわつておりますから筋が通ります。ところが、その義務教育学校の職員を地方公務員の身分のままに置いておいて、一方では地方の公共団体の制約を受けながら、その政治活動のみは国家公務員と同じにするということ、今あなたもお触れになりましたが、立法技術、あるいは立法理論から言いましたならば、はなはだしく矛盾したものであるということは、大臣も再確認されますか。

○大達國務大臣 地方公務員のままの身分に置いて、その政治活動の制限を国家公務員並にする、これは立法論として、何も矛盾するといひますか、不都合といひますか、法理に反するといひますか、さういふことではないと思ひます。

○受田委員 地方公務員である教育職員が国家公務員法の百二条の政治活動の制限規定を受け、またその百二条によりまして人事院に委任されたる規則によつて具体的に制約を受けるわけであり、その規則には、きのう櫻井君も指摘しましたように、第百二条第一項の規定する政治的行為の定義のうち第四号の「政治的目的をもつて、

前号に定める金品を国家公務員に与え又は支払ふこと。」、あるいは第十二号の「政治的目的を有する文書又は図画を国の庁舎、施設等に掲示し又は掲示せしむること。この国と書いてある規定がありますね。この規定は国家公務員を対象にして考えたものといふふうに私は考へる。これは人事院總裁にちよつとだけ説明していただかないと、大臣の御見解と比較検討できませんので、人事院規則にもちよつとお伺ひしますが、人事院規則は、国家公務員法に基づく国の法律の委任による規則であつて、三年以下の懲役などという重罰を科するやうな重大な規則であります。これは国家公務員を対象に考へたものであつて、地方公務員を含むやうなことは当時想定しておられなかつたと思ひます。ところがこれに対して、地方公務員である教育職員がこの規定を適用されることになることは、本質論から行つて妥当であるかどうか。またこのように、国の施設とか、あるいは国家公務員とかいう規定があるが、これは地方公務員たるものに、国とか、国家公務員とかいふやうなものを当てはめることは非常に不適当である。むしろこの際は教育公務員特例法の中に政治的目的とその行為が一致したときに罰する規定をはつきり設けて、そういう関係の条文をちやんとつくつてこの法律を出すべきが本筋であると私は思ひますが、これに対する人事院總裁の御意見を伺ひたいと思ひます。

○浅井政府委員 これは私がお答えいたしますが、この人事院規則をつくりました当時は、これは国家公務員だけを対象としたことは言うまでもないのであります。今回初めてこの法案が――これはまだ国会を通過しておらぬのでありますが、国会を通過して、国会の御意思がきまるならば、この法律によつて地方公務員にもこの規則が当てはまつて来る、こういうことにならなければなりません。その点はもう御指摘の通りであります。そこでこの規則を、例によるというのをやめて、何か特例法の方でそれにふさわしきものを書いた方がいいのか、それともこのままでもいいのかというところは、これはこの法案に対する立法技術の問題でありまして、これは人事院の方からすべき筋合ひではないと思つております。

○受田委員 この国の施設を地方公務員たる教職員が利用したやうな場合に処罰されるという規定であります。これは、その属する市町村、府県といふやうなものに制約されているのであつて、国の施設といふものに対しては関係はきわめて薄いことは、大臣御承知だろつと思ひます。それを国家公務員を対象としたこの政治的行為の規定を、地方公務員たる教育職員に当てはめようとして、今申し上げましたやうな項目にわたつてはなはだ不適当な事項が生じた、こういうことに、継ぎはぎだらけの着物を着たと同じやうな形に、この法律がなつて来るという結果になるのであります。立法技術の点においてははつきりと、こういう国家公務員を対象にした、地方公務員には不適当である規定を十分地方公務員に適應するやうな規定に改めて、すなわち教育公務員特例法の改正案の中へこれを織り込んで、はつきりと列挙した規定を織り込んでお出しになることが本筋ではないか。

かつたか、この点について、大臣として、その立法技術の点における意見を聞かしていただきたいと思ひます。

○大達國務大臣 これは昨日も同様な御質問があつたように思ふのでありますが、そのとき申し上げましたやうに、国家公務員と同じことにする、ここに重点があるのであります。従つて教育公務員として地方公務員に特別な列挙したものをつくつて、そうしてこれを實質的にはこの人事院規則とまつた同じものをかりにつくる、そうすれば現状においては結果は同じことである。しかしこれは地方公務員たる教育職員についてその規定をつくつたのであつて、国家公務員並にするということとは違ふのであります。例によつて、この重点がある。なぜそうするかといふと、教育といふその公務の内容から見て、国の公務員と地方の公務員とを区別する理由がない、同等に取扱ふべきものである、こういう考え方でありまして、従つてかりに将来国家公務員に関する規定が改正されるとすれば、地方公務員についても、この特例法によるものについても、自動的にかわつて来る、要するに国家公務員と同じにすることが眼目でありまして、

○受田委員 この点について問題点は、地方公務員である教職員だけを抜き出して、国家公務員の罰則規定に当てはめようとしておる、この問題は、こゝういふ矛盾が生ずるわけですが、大臣は教育基本法に基いて、教育という仕事は国全体に影響を及ぼす問題であるから、従つてそれにはきわめて中正を保たなければならぬという御所見であ

り、またそれに従事する職員が国家公務員と同じ立場で職務の内容を持つものであるという御所見であります。が、しかば地方公務員である教職員を国家公務員にすればいいじやないですか、これはいかがですか。

○大達國務大臣 公務員の身分の所屬は、その公務員の個人に課せられる政治的行為の制限によつて、その身分に変更を起すものではありません。これは直接身分とは関係ないことである。そういう身分を持つておる人に対する政治行為の制限であります。その制限が同じであるからといって、これを国家公務員にすぐする、これこそ妙な話であつて、公務員の身分の所屬は任命により、あるいは給与がどこから出るか、あるいはだれが任命するか、そういうことによつてきまるものであります。その公務員に課せられる何らかの法律的な制限が国家公務員と同じであつても、それがために国家公務員にするというふうには立ちません。

○受田委員 文部大臣は今まではふしぎな御発言をされたわけですが、文部大臣のあなたの前任者の岡野さんは、教員は国家公務員でなければならぬのだとして、国家公務員にするという義務教育学校職員法をお出しになつた。あなたはさういふことをするのは妙な話だ――妙な話という、前の文部大臣の出されたのは妙なと御断定なされた、さういふふうにと承してよろしいか。

○大達國務大臣 この特例法案は、岡野さんが出した義務教育学校職員法とは全然内容が違ふのであります。あの法律は給与を全額国が負担する、さうしてその任命権も基本的には国に存す

る、こういうことを規定した、従つてこれは国家公務員になる。何もあの法律は政治行為の制限とか何とか言っているのではない。これは教職員の身分そのものを、給与の点においても、任命の点においても国に移す、だから国家公務員になる。それとこれとは別問題であります。

○受田委員 大臣は先ほど教員の身分を国家公務員にするということは、これははなはだ妙なことであるという御意見を吐かれたのです。そうしますと、岡野さんの考えられた——給与の問題は当然であります、少くとも身分は市町村の所屬の方へ置き、またあつせんは都道府県の教育委員会がし、最終的に文部大臣が任命をする場合もあるというあの昨年出された法律案なるものは、文部大臣現在のあなたの立場では、前任者の出されたこの法律案ははなはだ不適当なものである、地方公務員である教員を国家公務員にすることは不適当な妙なことであると、今でもお考えですか。

○大達國務大臣 私はこの前の案が不適当だから、そのかわりにこれを出したのではありません。この前の案は、御承知の通り国庫において全額を負担するということが主眼の案でありまして、そうして任命権も基本的には国が持つ、こういうことであるから、これは、当然に公務員というものが地方公務員から国家公務員に移つて来るでありましよう。私はこの法律がいけないなと言つた覚えはない。

○受田委員 妙なおつしやつた。○大達國務大臣 妙だなんと言つたことはない。私は決してこの岡野さんの去年の法律について何らの批判はいた

しません。ただこの法律は、公務員の身分に触れる問題でなくて、そういう公務員に対する政治行為の制限であります。これは内容が違ふのでありますから、これを出したからといつて、国家公務員にしては悪いんだとか、あるいはそういうものを出されたこの前の法律案が不適当だとか、そういうことは私は一言も言つたことはない。

○受田委員 私が今お尋ねしたのは、この政治行為の制限をするというようになつて、はなはだちぐはぐの図されるようなところが、あなたの意図されるところが、教員の立場はこれは国全体の準仕者としての立場、教育の中正を重んずる立場からは、やはりこの罰則などを適用する場合には、国家公務員と同じ立場でなければならぬと思つたので、それを適用するのだとおつしやつた。しからばそれに対して私は、あなた御自身がそういう経緯はどのような法律案を出されなくても、教員をつきりと義務教育学校職員法を昨年岡野さんが出されたような意味の国家公務員にしてやれば、その矛盾がなくなるのじやないかとお尋ねしたら、あなたは国家公務員にするとは妙な話だとおつしやつたのです。

○大達國務大臣 これはあとで速記録をのらんになれば、あなたが聞き違ひであります。あなたがおつしやつたのは、こういう行為を制限して国家公務員並の制限をするのに、なぜ国家公務員としないのか、こういうことをおつしやつた。そこで私は、これは政治行為の制限であつて、これをしたからといつて、それを国家公務員に引直すということが妙だと言つたのです。国家

公務員であるか、地方公務員であるかというところは、給与なり任命なり、そういう関係からきまるものであつて、政治行為の制限をするという一事によつて、だから国家公務員にするということとは妙である、こういう意味で言うたのであります。あなたが今言われるように、国家公務員にはかの関係は改めて、これを国家公務員にすること自身が妙だなんと言つたことはありません。これは速記録をのらんになればよくわかります。

○受田委員 あなたのおつしやることと私の言うことは同じ結果になるのです。あなたは今の政治行為の制限の規定から、これに触れることは妙だとおつしやつたわけですが、私として、結局あなたの意図されるような経緯はぎざぎざの法案よりは、はつきりと国家公務員にして、身分も国家公務員にし、政治活動制限規定の罰則も国家公務員並にするというなら筋が通ると思う。あなたの見解にすれば、それでいいのじやないかと私はお尋ねした。そうしたらあなたが——結論からは同じ御答弁になつておるわけですが、岡野さんの出されたあいう義務教育学校職員法案のごときを、大臣は今でもその考え方はよろしいし、また機会があればそういうふうにしよつと、御意図を持つておられるかどうか。

○大達國務大臣 義務教育教職員の給与を全額国が負担するがいいか、あるいは何らかの割合でもつて地方と国が負担するがいいか、これはそのときの財政の事情もありましようし、いろいろな点が考えられて決定せらるべき問題で、全部国で負担しなければならぬという客観的な理論は私はないと思う。そうかといつて、それをやつて悪いということはない。国の事務であります。国の大切な事務だから、その見地から言へば、国が負担することとは当然であります。しかしながら地方団体はよその県の子供、あるいはよその町村の子供を預かつておるのじやない、やはりその地域社会の子供をそこで教育をする、であるから、その点において地方団体が全然負担をしないというよりも成り立たない。現在の法制では、これを半額負担というにきめてある。しかし半額がいいのか、あるいは全額を国が持つた方がいいのか、これはそのときの財政事情なりそのときの教育に関する各般の情勢から判断して決定せらるべきものである。従つて私は全額負担がいけない、そういうことをすべきものじやないなと思つておりません。思つていやせぬが、あなたは、何かこの前岡野さんが出した案とこの法案が同じところをねらつておるといふことを前提にして話をしておられるから、そこで話が間違つて来るのである。この前の法律案は、これは人の出した案で、私は当時政府にいないから、權威を持つて申し上げられませんが、当時の案は、国が全額負担するという非常に大きな問題が中心の目的であつて、国家公務員並の政治行為の制限をする、こういうことが表面の目的であつたとは私は思つておりません。結果においてそうなるかもしれぬが、そう思つておりません。私の方の案は、政治行為の制限を国家公務員並とする、これだけなんです。何もそこへ持つて

行つて任命権をどうするか、あるいは負担をどうするということじやない。前の一番大きな国が全部持つといふことは入つてないのです。政治行為の制限の関係においては結局同じことになるかもしれぬが、しかし、であるからといつてこの法律案と前の法律案が同じことであるといふことにはならない。前の法律案が不都合だ、あるいは不適当だからこの法律案にかえたといふことはありません。内容が違ふのです。詳しいことは岡野さんに聞いてみなければわかりませんが、私は法律案そのものの持つ内容から客観的に見て、その解釈するほかにないと思つて

○受田委員 自由党内閣は過去五年以上におわたり継続し、文教行政も歴代自由党員である、あるいは自由党に好意を持つた大臣が就任されて来たわけですから、あなたの前任者の岡野さんとなつたとは、文教政策の上においても、今御答弁になつたような大きな変化があるのです。私は文教といふものは国策として中立を保たなければならぬと思つた。文部省自身が、前の大臣が何したか聞いてみなければならぬ、今度の大臣は前のとはよく似たところもあるが、違つたような法案を出すとか、こういう支離滅裂な文教政策では日本の将来は心配にたえない。そのときの文教の最高責任者によつて国の文教行政が左右されるということは恐るべきことだ。国の将来を憂へて寒心にたえない。従つて岡野さんの跡を継承された大達さんは、少くとも岡野さんの意図するところは自由党の党員である文部大臣として十分継承し、前の法律案がどういふことを意図したか、今あなたはただ義務教育の国庫負担のことだ

けを御答弁になつたが、実はあの法案の内容においては、われわれが十分追究した基本的な問題として、教員の身分の問題があつた。この教員の身分の問題は、最終において文部大臣が任免権を持つておつしやつたが、この文部大臣の権限はきわめて特例の場合にこれを持つておつた。任免権はその市町村の教育委員会に所屬しておつた。またあの義務教育学校職員法に伴う予算措置においても、国が負担しない、地方だけが負担しなければならぬ部分がたくさんあつたことも御承知でありました。結局全額負担になつていない。だから全額負担をするといふわけにいかぬから、義務教育学校職員法案というようなおかしな名前をつけて出された。こういうところからあの法律案を御研究されて、大臣もあのときの立場とこの立場を研究されてこの法案を出されたならば筋が通りますが、岡野さんのお考えを十分にお考えに入れないで、そのときの大臣によつて文部行政を自由に變更されるということは、私はほんとうに憂慮にたえないと思ふ。この点において文教の中立性ということを考える立場から、あなたのおとりになつた文教政策は、祖国の将来にとつてはなほ憂慮すべきものがあると思ふので、私の見解に対する所見をお尋ねしたいのであります。

○大達國務大臣 文教の中立性ということをお尋ねするが、これは私には何のことかわからぬ。何か岡野さんのされたこととすぐ直後のやはり自由党内閣の自由党の大員がまつた矛盾し相反するようなことをやれば、これはなるほど朝令暮改というか、一貫しないというか、そういうそしりをいいた

く場合もあり得ましょう。事情が違つてかわつた政策をとられ、前任者と矛盾した行動をとられれば、これをおただしになることは当然です。この法律案は、何も前任者の出した法律案と矛盾するものでない。ただ全額国庫負担という点は、財政の關係をいろいろく関係でなお検討しなければならぬと私は思ふけれども、前任者の出した法案と今度の法律案とどこに矛盾したとがありますか。

○受田委員 これはあなたのおつしやつた、教員の身分を国家公務員にしないで地方公務員でやろうというところは大きな矛盾です。この点をお答え願ひます。

○大達國務大臣 前の案は、私の解するところによれば、政治行為の制限とすることを目的とした案ではない。これは法律案をいふにせよよくわかる。国家公務員になる結果そうなるだけの話なんです。何もそれを目的にしていけない。もしあなたの論法をもつてすれば、県立大学を国立大学に移管すれば、県立学校の職員たる地方公務員を国家公務員並の政治制限に服せしめるために国立学校に移管をした、こういう論法も成り立つわけですよ。まともなことでお話し願ひたい。

○受田委員 あなたの論法をもつてすれば、国家公務員は国全体の奉仕者である。教育は国全体に奉仕するものである。従つてその教育に

てかわつた政策をとられ、前任者と矛盾した行動をとられれば、これをおただしになることは当然です。この法律案は、何も前任者の出した法律案と矛盾するものでない。ただ全額国庫負担という点は、財政の關係をいろいろく関係でなお検討しなければならぬと私は思ふけれども、前任者の出した法案と今度の法律案とどこに矛盾したとがありますか。

○大達國務大臣 前の案は、私の解するところによれば、政治行為の制限とすることを目的とした案ではない。これは法律案をいふにせよよくわかる。国家公務員になる結果そうなるだけの話なんです。何もそれを目的にしていけない。もしあなたの論法をもつてすれば、県立大学を国立大学に移管すれば、県立学校の職員たる地方公務員を国家公務員並の政治制限に服せしめるために国立学校に移管をした、こういう論法も成り立つわけですよ。まともなことでお話し願ひたい。

○受田委員 あなたの論法をもつてすれば、国家公務員は国全体の奉仕者である。教育は国全体に奉仕するものである。従つてその教育に

てかわつた政策をとられ、前任者と矛盾した行動をとられれば、これをおただしになることは当然です。この法律案は、何も前任者の出した法律案と矛盾するものでない。ただ全額国庫負担という点は、財政の關係をいろいろく関係でなお検討しなければならぬと私は思ふけれども、前任者の出した法案と今度の法律案とどこに矛盾したとがありますか。

○大達國務大臣 前の案は、私の解するところによれば、政治行為の制限とすることを目的とした案ではない。これは法律案をいふにせよよくわかる。国家公務員になる結果そうなるだけの話なんです。何もそれを目的にしていけない。もしあなたの論法をもつてすれば、県立大学を国立大学に移管すれば、県立学校の職員たる地方公務員を国家公務員並の政治制限に服せしめるために国立学校に移管をした、こういう論法も成り立つわけですよ。まともなことでお話し願ひたい。

○受田委員 あなたの論法をもつてすれば、国家公務員は国全体の奉仕者である。教育は国全体に奉仕するものである。従つてその教育に

てかわつた政策をとられ、前任者と矛盾した行動をとられれば、これをおただしになることは当然です。この法律案は、何も前任者の出した法律案と矛盾するものでない。ただ全額国庫負担という点は、財政の關係をいろいろく関係でなお検討しなければならぬと私は思ふけれども、前任者の出した法案と今度の法律案とどこに矛盾したとがありますか。

○大達國務大臣 前の案は、私の解するところによれば、政治行為の制限とすることを目的とした案ではない。これは法律案をいふにせよよくわかる。国家公務員になる結果そうなるだけの話なんです。何もそれを目的にしていけない。もしあなたの論法をもつてすれば、県立大学を国立大学に移管すれば、県立学校の職員たる地方公務員を国家公務員並の政治制限に服せしめるために国立学校に移管をした、こういう論法も成り立つわけですよ。まともなことでお話し願ひたい。

○受田委員 あなたの論法をもつてすれば、国家公務員は国全体の奉仕者である。教育は国全体に奉仕するものである。従つてその教育に

てかわつた政策をとられ、前任者と矛盾した行動をとられれば、これをおただしになることは当然です。この法律案は、何も前任者の出した法律案と矛盾するものでない。ただ全額国庫負担という点は、財政の關係をいろいろく関係でなお検討しなければならぬと私は思ふけれども、前任者の出した法案と今度の法律案とどこに矛盾したとがありますか。

○大達國務大臣 前の案は、私の解するところによれば、政治行為の制限とすることを目的とした案ではない。これは法律案をいふにせよよくわかる。国家公務員になる結果そうなるだけの話なんです。何もそれを目的にしていけない。もしあなたの論法をもつてすれば、県立大学を国立大学に移管すれば、県立学校の職員たる地方公務員を国家公務員並の政治制限に服せしめるために国立学校に移管をした、こういう論法も成り立つわけですよ。まともなことでお話し願ひたい。

○受田委員 あなたの論法をもつてすれば、国家公務員は国全体の奉仕者である。教育は国全体に奉仕するものである。従つてその教育に

なければならぬ。と書いてある。従つて地方公務員全部が公共の全体の奉仕者なんです。別に教員だけが奉仕者じゃない。この地方公務員法の精神から言つて、教員だけ地方公務員から抜き出して国家公務員の罰則を適用することは不当じゃないですか。い

正案もいわゆる政治的中立法案も、これは両方とも、大臣としては偏狹な立場で出されたという結論になるのです。私は特に大達さんの手腕、力柄、頭のよさという点においては、かねて戦時中よりその鋭いお力にひそかに敬意を表しておつたものですが、しかし大臣は戦時中は、内務大臣として、あるいは昭南市長として、あらゆる角度から内地において、あるいは大陸において、時局の先頭に立つて軍国主義の

手先に使われた最高幹部です。従つて、今のような民主主義の時期になつて、なお今日昔流に自分の考えで何でもできるという、岡崎さんとかわつた立場の文部大臣となられて、岡野さんのときどきという意味でこの法律ができたのか知つちやおらぬというような立場でこの法案を出された。関連は全然ありません。この法律をつくるときに参画した首脳部というのは、あなたが最近御登用なさつた人々であつて、前の行きがかりを知つておる者は一人もおりません。今までの行きがかりを知つておる人がこれに参画するとんでもない結果になるからといふので、

みんな陣容をかえて、これをお服上げにならない。そうして目標は共産主義を押えようとしたのであるが、結果的に見たら、その共産主義の立場の人々は押えれば押えるほど新しい立場で盛り上るでありましょう。由來世界歴史をひもといてみても、彈圧を加へ独裁をやつたあとには、必ず反動が来ております。自由を束縛したあとには必ず革命が起つております。フランス革命のときその一例であり、また大東亜戦争を指導された大臣御自身が、日本の運命をここに陥れたあの当時のお立場もお考

えでございましょうか。民主的な立場と民主的な教育を尊重する意味から、願わくば文教政策だけはつきりした国民一人々々の人権を重んじ、その自由を束縛しない立場を守つていただきたいのです。この点において、大臣はあまりに自信があり過ぎます。日本の現状を無視して——国際的なあらゆる立場の人々の声にも静かに耳を傾けていただかなければならぬと思うのです。いわんや、大臣はきのうの櫻井君の質問に対して、世界各国に罰則を設けたかかる強行法規はないのだ、しかし日本独自の立場で私はやるのだ、まさにファシズムの典型的なものではないでしょうか。世界にそういう実例もないことをここで堂々とおやりになり、文明諸国家においては、人権の尊重と自由の束縛をしない立場で立つているときに、日本だけが、しかも文教の最高の責任者であるあなたがそれをなさるということに対しては、はなはだ悲しむものです。あの大東亜戦争であやまれ、これから民主的に文化国家としてスタートしようとする日本の前途に暗影を投じていただいたくないのです。こういう重大なときに立たれた文部大臣として、一部の極左の人々の扇動を押えるのだという意味から、結局まっすぐ歩む日本の立場を踏みにじつたとしたならば、悔いを千載に残すのです。この法律は日本の国全体の運命に関するのです。私はそういう意味でも尊重する一人です。そうして教員の組合活動に対しても、常にそのあり方に対しては健全な歩み方を待望している一人です。しかしそのきわめて正しくまっすぐなものを願っている私の

目から見ても、この法律案がはなはだ牽強附会であつて、継ぎはぎだらけの、何とかして教員の政治的偏向を抑えようとする無理をなされた法律案であつて、国際的に見ても——きょうの朝日の記事に出ておりましたね。日本の教育の反動化を恐れるというボーレー氏の、あの国際公務員組合の書記長の彼の談話を見ても、あの穏健中正な組合の指導者が、世界各国に例のないこの日本の反動教育二法案に対して、厳正な批判をしております。文部大臣、どうかあなたは、今からでもおそくないんです、こういう日本の将来にとつてはなはだ汚点を残すおそれが多いにある、共產主義がかえつて地下にあつて、あなたが恐れる以上の大きな危険を招来する危険がある、こういう人権を無視した自由の束縛、そのあとに続く恐るべき反動をお考えいただかないと、大臣の意図とは逆の結果が起ります。この点について、ほんとうに日本の将来と国際的に置かれておる日本の立場をお考えになられて、少くとも日本の文教を握つておられる大臣の今のいいお立場をどうか十分再認識いただきまして、この法案についての再検討及びこの法案についての修正、あるいはそのほか撤回というような措置をおとりになるとかいう何かの勇氣をここで振つて、新しく日本をつくる為政者としての真面目を發揮していただけませんか。私はこの点は大いに期待をいたしまして、今申し上げましたような諸点について大臣から御見解を承りまして、私の時間が来ておりますので質問を終わります。

○大達國務大臣 私には受田君の氣持はよくわかるのです。お氣持はまったく私も同感の点が多いのです。ただこれを非常に何といひますか、弾圧法である、こういうふうな思い込んでおられるのであります。これは何か画期的な、非常な弾圧法、いわゆるファッショともいふべきようなものだ、こういう前提でお話になつた。またさらにその前提としては、私が何か軍国主義の手先として戦争を指導した、指導したという意味はどういう意味か知りませんが、これは私自身に対する御批判です。申し上げる必要はないけれども、ただ私の過去の経歴だけを知らんなつて、そうして私を軍国主義の手先である、こう断ぜられることは、私ははなはだ心外です。また、それだけなら法律案をファッショである、弾圧法である、そういうふうにおきめになるということ、これは私は、あなたが故意にそういうふうな思つておられると言ひませぬ。言ひませぬけれども、しかしそれはもう少し慎重にお考え願ひたい。この法律案というものは、しよつちゆう説明しております通り、何も今あらためてこういう法律案が新しい立法論として出て来たわけではないのです。現に教員はもろんのこと、全国何十万人のいわゆる国家公務員がおるか知りませんが、これに對して課せられておるところの制限であります。もしこれが非常な弾圧であり、人権の蹂躪であり、これがファッショであるというならば、現行法がすでにさうであるはずで、何も今特別に……それならばなぜこれを廃止することに今まで御努力になりませんか。私はいまさらになつてこの人事院

規則がいいとか悪いとか、この論議はいたしません。しかしこの公立学校の教育職員を国家公務員並にするということが、なぜそれほどあなたが御心配になるほど人権を蹂躪して、いわゆる弾圧、逆コースのものだ、こういうふうにお考えになりますか。私はそういうことにはないと思う。今日全国に何十万人おるか何百万人おるか知らぬけれども、国家公務員がこの弾圧のため、その標榜のもとに呻吟しておるといふことは、私はそうは思ひません。これがために国家公務員が日常その明朗さを失つて、屠所の羊のような生活をしておるとは思ひません。これはただあなたが心配するのあまり、そういうふうな思い詰めておいでになるのではありませんか。私はそう思う。その前提になつておられることは反動であり、ファッショであり——私は本来ならばそういう言葉はほんとうは取消していただきたいたいです。何をもうて私を軍国主義々々とおつしやるか。それはなるほど戦争中、勝つために協力しました。日本人の一員として、日本の國が危急存亡の危機に立つたときに、手をつかねて見ておる方がいいのか、少しでもわが民族、わが國家を防御するために働く方がいいのか、これは御批判にまかせます。しかしながらそれをしたからといって私を軍国主義の手先とは、どういふ根拠によつて御断定になりますか。私はそんなことを言われるわけはありません。しかしそれは何とおつしやつてもかまわない。しかし、たださういふ前提に立つて、こういう法律案に対して、あなたは非常な心配を持たれるというか、思ひ過しのことを言つておられる。私は

そうは思ひません。あなたの御心配になるような、この法律なり特例法ができたからといって、逆に学校の先生がみな赤になるとか、共産党が非常に危険な様相を呈するとか、そういうことは私は思ひません。論理上さういふことはあり得ないと思う。私はさう思つておる。今日どんな法律ができようが、共産党は現に山の中で演習しておると言つておる。それとこれとは別問題であつて、そこまで御心配になることはないと思ひます。私はあるところではボーレー氏と会いました。二時間も話をしました。ボーレー氏は、少くとも私の氣持には共鳴して歸つた。これはほんとうです。行つて聞いてごらんになればわかる。自分は、四谷の公園にきよう来てくれというから行つて話をします。話をしますが、その内容が新聞に出た場合、どうぞ大臣、感情を害することのないようにお願ひしたい、こゝ言つて行つたのです。(やみ取り引じやないか)と呼ぶ者ありやみ取り引じやない。人に会うことがやみ取りとは何です。ボーレー氏は、日本に国家公務員法としてこういう規定があるということを知らないのです。それからまた、日本の実情についても知らないのです。ただボーレー氏の言うのは、国家公務員にこういう非常な政治行為の制限をするということは、私は日本の事情はわからないけれども、一般的に考へて適當でないと思う。とかく思想を弾圧するとか、政治行為を規制すると、かえつてそれが危険な状態に入つて来ると思つた。一般論は言われました。日本の実情については了としてお歸りになった。しかしボーレー氏が賛成しよ

うがしまいが、その人の意見として一応聞きます。けれどもボーレー氏が言うたから、あるいは何とかいう教育第二次使節団が来て言うたということは、日本の政治を左右する方ではありません。参考にはなるけれども、外国人が言うたからこうじやないか、こういう議論が日本の国会においてあたりまえのこととして主張せられることは、私はおかしいと思う。外国人がどう言おうが、いいじやありませんか。外国の制度をやつておるのじやありません。日本の法律を審議しておるのです。だから一応おつしやることはいいいが、金科玉条のように——これはあな

りです。戦前右翼の盛んなときには、私は右翼と聞つて来たつもりです。今日は左翼が出て、それが国をめぐりやにしようだから、やはりそれを押さえるだけのことであつて、それを軍国主義の手先だとか——おつしやつてもかまわないが、そういう前提でこの法律をこらんになることはやめていただきたい。

の、わが祖国の文部大臣がああいうことを言つておる。何ら反省がない。あなたの今の言葉で、外国に対して気がねしないでわれ／＼は検討しなければならぬということを言つておるでしよう。これ自体私は許すことのできない暴言だと思ひます。取消してください。これに対してどういう所見を持つておられますか。

こういつた事実がお調べになつた結果、もしあるということならばお聞かせを願ひたい。

ビンやボルネオ、ジャワ、スマトラ、それからオーストラリアあたりは反対している。わずかに南米だけが移民を受入れてゐる。そういう中であつて、戦犯者もまだ全部は釈放されてゐない、ソ連からもまだ多くの同胞が歸還してゐない現実において、あなたがああいう言葉を言うということは、誠になければならぬ。われ／＼は自己の良識に基いて、世界の一般として常に発言しなければならぬと思つてゐるが、あなたの御所見を伺ひたい。

私がおかしいと思う。外国人がどう言おうが、いいじやありませんか。外国の制度をやつておるのじやありません。日本の法律を審議しておるのです。だから一応おつしやることはいいいが、金科玉条のように——これはあな

○森(三)委員 今国会でわれ／＼は外国のことなんか気にしないで議論すべきだ、外国に一々気がねして議論するのはおかしいと言われましたが、それが私は民主主義の非常な逆行だと思つてゐる。やはり日本は世界の一般の日本人としてかつてなことを言つてゐる。世界がどうであらうと、おれ

○大達國務大臣 私は日本の国会における議論が、一々外国の鼻息を考へながら言わなければならぬということはないと思つてゐる。さつきの答弁で少しはぬことをしやべり過ぎましたが、しかしあなた

で、われ／＼は文化生活をするには世界の一員として、よければあなたはその知を持つて、良識ある判断のもとに発言しなければならぬのです。しかるにあなたが何ら影響するところはないと言ふのは、暴言ではないでしようか。絶えず世界の一般としての良識を持つて、その判断の上に立つてわれわれは発言しなければならぬ。あなたが日本の国会はどこにも気がねはない、世界に気がねしなくていいといふようなことを言つてゐるが、これは

○大達國務大臣 私は何%反対しているか、その辺はよくわかりません。ただよく新聞の社説その他の論調においても、それから一般の何といひますか、私どものところへ聞えて来る声としても、強い反対がある、これはよくわかつております。

た、第二次使節団がこう言うておるじやないかという方なんだよな話もありまう。これはまた言つて問題になると悪いが、私がこの前法務委員会と言つたことをえらく心配しておられる。その心配はどこにあるかといへば、外国が感情を害しては困る、こういうことらしい。日本の国会というものは、それはど外国の鼻息を一々うかがいながら物を言わなければならぬものとは私は思ひません。私は弾圧するとか、そういう気持は毛頭ありません。今私は軍国主義の手先だなどとおつしやつたけれども、私の過去をほんとうに調べていただければわかる。私は自由主義者として一貫して来たつも

○森(三)委員 今国会でわれ／＼は外国のことなんか気にしないで議論すべきだ、外国に一々気がねして議論するのはおかしいと言われましたが、それが私は民主主義の非常な逆行だと思つてゐる。やはり日本は世界の一般の日本人としてかつてなことを言つてゐる。世界がどうであらうと、おれ

○大達國務大臣 私は日本の国会における議論が、一々外国の鼻息を考へながら言わなければならぬということはないと思つてゐる。さつきの答弁で少しはぬことをしやべり過ぎましたが、しかしあなた

で、われ／＼は文化生活をするには世界の一員として、よければあなたはその知を持つて、良識ある判断のもとに発言しなければならぬのです。しかるにあなたが何ら影響するところはないと言ふのは、暴言ではないでしようか。絶えず世界の一般としての良識を持つて、その判断の上に立つてわれわれは発言しなければならぬ。あなたが日本の国会はどこにも気がねはない、世界に気がねしなくていいといふようなことを言つてゐるが、これは

○大達國務大臣 私は何%反対しているか、その辺はよくわかりません。ただよく新聞の社説その他の論調においても、それから一般の何といひますか、私どものところへ聞えて来る声としても、強い反対がある、これはよくわかつております。

た、第二次使節団がこう言うておるじやないかという方なんだよな話もありまう。これはまた言つて問題になると悪いが、私がこの前法務委員会と言つたことをえらく心配しておられる。その心配はどこにあるかといへば、外国が感情を害しては困る、こういうことらしい。日本の国会というものは、それはど外国の鼻息を一々うかがいながら物を言わなければならぬものとは私は思ひません。私は弾圧するとか、そういう気持は毛頭ありません。今私は軍国主義の手先だなどとおつしやつたけれども、私の過去をほんとうに調べていただければわかる。私は自由主義者として一貫して来たつも

○森(三)委員 今国会でわれ／＼は外国のことなんか気にしないで議論すべきだ、外国に一々気がねして議論するのはおかしいと言われましたが、それが私は民主主義の非常な逆行だと思つてゐる。やはり日本は世界の一般の日本人としてかつてなことを言つてゐる。世界がどうであらうと、おれ

○大達國務大臣 私は日本の国会における議論が、一々外国の鼻息を考へながら言わなければならぬということはないと思つてゐる。さつきの答弁で少しはぬことをしやべり過ぎましたが、しかしあなた

で、われ／＼は文化生活をするには世界の一員として、よければあなたはその知を持つて、良識ある判断のもとに発言しなければならぬのです。しかるにあなたが何ら影響するところはないと言ふのは、暴言ではないでしようか。絶えず世界の一般としての良識を持つて、その判断の上に立つてわれわれは発言しなければならぬ。あなたが日本の国会はどこにも気がねはない、世界に気がねしなくていいといふようなことを言つてゐるが、これは

○大達國務大臣 私は何%反対しているか、その辺はよくわかりません。ただよく新聞の社説その他の論調においても、それから一般の何といひますか、私どものところへ聞えて来る声としても、強い反対がある、これはよくわかつております。

た、第二次使節団がこう言うておるじやないかという方なんだよな話もありまう。これはまた言つて問題になると悪いが、私がこの前法務委員会と言つたことをえらく心配しておられる。その心配はどこにあるかといへば、外国が感情を害しては困る、こういうことらしい。日本の国会というものは、それはど外国の鼻息を一々うかがいながら物を言わなければならぬものとは私は思ひません。私は弾圧するとか、そういう気持は毛頭ありません。今私は軍国主義の手先だなどとおつしやつたけれども、私の過去をほんとうに調べていただければわかる。私は自由主義者として一貫して来たつも

○森(三)委員 今国会でわれ／＼は外国のことなんか気にしないで議論すべきだ、外国に一々気がねして議論するのはおかしいと言われましたが、それが私は民主主義の非常な逆行だと思つてゐる。やはり日本は世界の一般の日本人としてかつてなことを言つてゐる。世界がどうであらうと、おれ

○大達國務大臣 私は日本の国会における議論が、一々外国の鼻息を考へながら言わなければならぬということはないと思つてゐる。さつきの答弁で少しはぬことをしやべり過ぎましたが、しかしあなた

で、われ／＼は文化生活をするには世界の一員として、よければあなたはその知を持つて、良識ある判断のもとに発言しなければならぬのです。しかるにあなたが何ら影響するところはないと言ふのは、暴言ではないでしようか。絶えず世界の一般としての良識を持つて、その判断の上に立つてわれわれは発言しなければならぬ。あなたが日本の国会はどこにも気がねはない、世界に気がねしなくていいといふようなことを言つてゐるが、これは

○大達國務大臣 私は何%反対しているか、その辺はよくわかりません。ただよく新聞の社説その他の論調においても、それから一般の何といひますか、私どものところへ聞えて来る声としても、強い反対がある、これはよくわかつております。

げたように、軍国時代にあなたは政府の重要なポストにおられて、その国策遂行の責任者だったのです。これは日本を誤らせる結果になったのだから、はつきりと反省されなければなりません。それをあなたは反省の色がなくて、当時その衝にあつた者はすべてそうなるのがあたりまえだ、こうさつき仰せられた。新しい日本をつくる文部大臣として、過去の誤った日本の軍国時代の政策は、過去の悪夢として消え去らして、演罪の意味で、自分は民主日本の文部大臣として文教行政をつかさどらうという御信念であなたは文部大臣になつていただいたと私は思つたのです。ところがあなたの今の御言葉ではそうでなくて、軍国時代にやつた自分の行為は正当な行為である。そして今文部大臣として外国のことも全然考える必要がなし、世界の声も聞く必要がなし、国際親善の社会通念も考える必要がなし、少くとも独自の見解で日本の文教行政を遂げて行くのだ、国家公務員にして何が悪い。そういう御言葉があり、またそれは私が考え違ひをしているので、みな国家公務員になつたのを喜んでその職務に専念しているではないか、地方公務員の者が国家公務員並に取扱ひを受けても一つも弊害はないはずだ。こういう御言葉があつたのですが、国家公務員になつては一方的なこういう法律の点においては一方的なこういう法律に対してはなだ不愉快な見解を持つておられることは、御承知の通り、この間から大学の先生たちが大挙してわれわれに陳情されたり、あるいは東京教育大学の文科の先生たちが、それぞれ署名して二法案反対の運動をされた

り、全国の国立大学の先生御自身がほとんど各府県にわたつてこの二法案に反対の声明をしておられます。これは厳密にいうならば、あなたの御見解で行くならば、国家公務員法違反である、政治的目的を持つてその政党の政策に反対し、あるいはその政策に対していろいろ／＼な角度からの批判を加えるということは違反になると言うかも知れませんが、それほど大学の先生御自身がそういう声を多数持つておいでになつたというところをお考えいただくならば、今まで済んでおつた地方公務員を教員だけ抜き出してやるところに私は弊害があると申し上げたのであつて、地方公務員法の制約を受けた——今でも地方公務員法に規定する制約はちやんとあるのですから、その法律に基いて律せらるべき事項について、教職員に今までに多少行き過ぎがあれば、その行き過ぎを是正して世の批判にこたえようじゃないかという誠意を持つて、組合運動に対してもますます正しく、そして行き過ぎに対しても常に反省と努力を傾けるという態度でやつて行くならば、私は何ら誤りがないと思つてゐた。その点において、あなたの今の御答弁によりますと、自分の言つてゐることは金科玉条だ、お前の心配するようなことにはなりませぬのだ、国家公務員は安心して職にあるではないかという御言葉がありましたので、私は申し上げます。どうか大臣は軍国時代のあの夢をお忘れくださいませ。あなたはその夢をまだ持つておられる、あの時代には正しい政治をやる、あの時代には正しい政治をやつたのだ、内務大臣として正当な行

いをしたのだとおつしやつておられる、私はこれを悲しむのです。あの当時の為政者として、あれは誤つた点があるのだという反省の色が見えませんか。日本は少くも敗戦のうき目を見て、こういう悲惨な状態になつてゐるのです。これがやつと民主主義の力によつて立ち上ろうとしてゐるときに、この過去のあやまちを、誤つたこととしてわびるのは、これはお互いに罪を犯した場合には、改めるにはばかるなかれで、これを改めた場合にはわれ／＼は罪を責めません。今文部大臣としてその任にあられる大達さんに、過去の誤られたことを反省して、あの罪の償いとして、自分も文教行政をやるのだという考えがあつたならば、私は大臣に深く敬意を表します。ところがその前非を悔むといひますか、つまり自分がその立場にあつて、犯した罪がそれを全部払いのけて、新しい気持ちで民主日本を建設するのだという御情熱がないのです。文部大臣、どうか過去の夢を忘れてくれませんか。そして少くとも日本は生れかわつてゐるということを考えて、大きな国際的な流れ、国際的な道義の基準も十分に尊重され、国際平和と社会に奉仕して行くところの大国民らしい文教行政をどうか建設していただきたいのです。この点を私はお願いし、せつかくのあなたの明晰なる頭脳と断固として所信に邁進される熱情、これをまつすぐにいい方向へ持つて行つていただきたいならば、日本の将来はまことに刮目して見るべきものがあると思つたのです。実はあなた

は、私の軍国時代のやり方についての批判について、それを取消してもらおうと思つたが、まあそれはいいとおつしやつたのですが、私は大臣の人格を傷つける意思は全然ないので、それが誤つておれば取消しますが、大臣に過去の夢を忘れ、新しい日本の建設者として立つていただきたいと熱願して申し上げたのです。この点を誤り解釈されないようにお願い申し上げます。私の質問を終わります。

○森(三)委員 私の質問に対して、すなわち日本全国の教育者、文化人、その他評論家あげて新聞雑誌等に、あるいは衆議院の文部委員会の公聴会において意見を發表されましたが、だれ一人といつていいぐらゐ、この二法案に対しては賛成してゐる者はない。そういう輿論を知つてゐるかと私は文部大臣に質問した。ところが、私はそういうことをあまりよく知らぬと言つておられる。あなたは日本ばかりでなく、世界の輿論を無視するぐらゐの人だから、日本の輿論なんかはまつたく問題視してゐないかもしれない。しかしながら東大の矢内原教授をして言わしめるならば、これは文明国の恥辱の法案だということである。まさにその通りだ。先ほど来受田君も言つた通り、世界各国にもこういう教育に罰則をつけたところの法案というものはないのである。日本がまつ先にこういう文明国の恥辱の法案をつくつてゐる。あなたは戦争中東条軍閥内閣の片棒をかついて、そして一生懸命やつて戦犯に問われた。先般解除になつてはつとしたあけく参議院議員に当選して来て、また／＼こういう悪法を提案してゐる。今度はいよいよ／＼あなたは棺を背負うべき年齢が来ている。しかるにこの悪法を行うことは、これは徳川幕府の封建時代以上だ。東条軍閥以上

に、徳川幕府のあのいわゆる言わず、聞かず、見ざる、もう国民をしてはんとしにのりの中に入れてしまつて、何事も言えない。私も言つてはいけな、言つたならば——あの政治の中立性の法律によつて、何人も学校の教員、児童、生徒を一方的な政治的な偏向に導くような教育をしてはならない。われ／＼が学校から頼まれても、学校の先生、生徒の前では、講演も何もできないというふうな実情になる。われ／＼はいやしくも政党人として、やはり自由党の政策その他について、あらゆる場所において国民にこれを浸透させなければならぬという考えを持つてゐる。しかるにあの法案から行くならば、われ／＼が学校へ行きまして、先生や生徒の前で講演をする、日本の憲法は世界に冠たるところの平和的な憲法であるというふうな講演をする、そういうことをやれないのだ。

「簡単にやれ」と呼ぶ者あり「ここが一番大事なところなんだ」(時間の約束がある「だめじゃないか、約束を守らなくちゃ……」)と呼び、その他発言する者あり「もう二、三分でやめる。そこで私は封建時代の徳川幕府時代あの弾圧、ほんとうに切捨て御免の法案だ。学校の先生が何か政治的な話をすれば、すぐに刀で首を切られるという法律案だ。われ／＼は学校から講演なんか頼まれても行きません、もしこの法案が通るならば、今度は警察官が学校へしよつちゆうスバイになつて行きます。どの先生がどういふことを言つておる。社会党のどの代議士がいつ行つてどういふことを言つた。警察からちよつと来い。この法案くらい悪法はないと私は思ふ。いわゆる憲法に保障さ

れたところの言論や出版の自由というものの抹殺されてしまふ。あなたがこゝういふような悪法をつくることは、職犯にかつた以上の、日本の教育を破壊し、あなたが死んで後悪名を永久に残さなければならぬ法案だと私は思う。この点についてあなたはどうか思つておるか。

○大連國務大臣 あなた方が学校に行かれて、演説もできぬようになるという、(「そういうことになるよ」と呼ぶ者あり)これは決して御心配いりませんから……。どうぞ、演説でも何でもやつていただいてけっこうです。この法律は何もそれには関係はありません。ただその場合に、子供を集めて、社会党左派を応援せねばいかぬということは、ひとつ言わねばおいていただきた。それから学校の先生に、われわれの政を支持するように、ひとつ子供に教えてくれ、そういうことだけをやめていただければ、あとは何をやらにやつても、この法律案に關係はありません。

○森(三)委員 もちろんこの法律が通れば、だれも処罰されたい者はいないから、警察官が調べに来て、ひつぱつて行かれるようなつらぬことは、あなたが教えないでもやります。ほんとうは学校へでもどこへでも行つて、社会党の政策がいいとか、悪いとか、自由党の政策がいいとか、悪いとか、お互いに国民が議論しあつてやるのが民主主義の政治だと思ふ。それが学校へ行つてわれ／＼が講演もできない、先生と政治的な話もできない。自由党の代議士が期限付で逮捕された、あれは法律無視だ、自由党もずいぶん無理な決議をしたものだといふようなこと

さえも、われ／＼が言えないじやないですか、法律違反のことをやつている政の悪口さえも言えないといふことでは、日本の国は政治から没落したんだ、私どもはそういう国にしてはならない。自由党の人が行つたならば自由党の政策がいいんだ、自由党は今こゝういふことをやろうとしてゐるんだ、社会党はだめなんだといふようなはつきりした線を述べて、国民の教育をしなればならぬ。そうして学校の子供たちが、どの政が正しいかといふことを熱心に研究をして、将来日本の国の政治といふものについてはつきりと認識を持つような日本の政治のあり方、あるいはまた教育のあり方にしなければならぬ。しかるに今あなたが言つたように、学校へ行つて社会党の政策が一番いいんだ、社会党を支持してくれ、というような言わねばならぬ、すくひつばられる。そんなあぶない法律をつくつて、社会党だけがひつぱられるならいいけれども、自由党の諸君だつて、学校へ行つて講演を頼まれる。文部大臣がおいでになつたときに講演を頼まれる。文部大臣がちよつと口をすべらせて――あなたのようにな生一本の人は、あるいは失言するかもしれない。せんだつてのようになあいう話をされるかもしれない。あなたが自分でこの法律をつくつて一番先にひつぱられるかもしれない。そういうあぶない法律をつくつて、われ／＼みづからこの憲法に違反して、われ／＼国民がものを言えないところの教育や政治にしてはならないと思つてゐるのですが、そこをあなたはどうか考えになりますか。

○大連國務大臣 私はこの学校ができてもできなくても、学校へ行つて子供に自由党の宣伝なんかは絶対にいたしませんから、その点はこの法律ができてもできなくても心配はありません。ただいまお述べになつたようなことは、おやりになつてもけっこうだと思つてゐる。この法律には関係ありません。ただ子供にやらぬようにしていただきたいといふことと、それからこれは子供におつしやつても、直接あなた方は何にもこの法律に關係はありませんが、これはまあ、法律の話は別として、子供にひとつわが党を支持せよなといふことは、できればおつしやらぬようにしていただきたい。それから学校の先生に対して、党活動として政治演説をなさること、これは一向さしかえありません。あたりのまへのことなんです。それでなかつたら、学校の先生はもう政治演説も聞きに行けなくなるということになるのでございまして、それは何らさしつかえない。ただ学校の先生に、わが党を支持するように子供に教える、これは言つていただきたくない。これから何にも言えなくなるといふお言葉であります。従来とも、まさかそういうことを学校へ行つてお話になつてはいないと思ひます。そういうことをお話になつてゐるとすれば、これはやめていただかなければならぬ。しかし党活動としていろいろ演説される。これは何にもさしつかえないのですから、その点はひとつ誤解のないように願ひたい。

○川島委員 文部大臣に対する質疑はこれで打ち切りまして、理事会の申合せ通り、政府委員が残つておりますから、受田君、先ほどの質疑を継続願ひます。受田新吉君。(発言する者多し)

○受田委員 それでは政務次官、初等中等教育局長御両氏並びに人事院總裁にお尋ねいたします。これは文部大臣にかわつて政務次官から責任ある答弁をお願いしたいと思ひます。

○福井(男)政府委員 冒頭受田委員よりの御指名がありましたので、私から答弁させていただきますが、PTAに對して自由党報が屈しているといふことは、私も聞いておりますが、直接これに私タッチしておりませんので、局長の方から答弁させていただきます。○緒方政府委員 実は文部省といつたしましては、自由党報のことを、今お話をしたように何部行つたといふようなことは調べておりませんので、御了承願ひたいと思ひます。

○受田委員 社会教育上の重大な問題でもありますが、またPTA、学校等を所管される文部省としても、こういうものが現地に流れてくることについて御承知でないはずはありません。どういふような形でこの自由党報が配付されたか、部数はお尋ねしませんが、その配付の実態について、文部省が各末端機関を動員して調べられたその様子をお聞かせ願ひたいと思ひます。○緒方政府委員 自由党報が何回か最近配付されたといふ話は聞きました

し、文部委員会等でそういう話が出たといふことを私は承つております。しかし調査をいたしておりますので、その実際のことについてはまだ知りません。

○受田委員 調査局その他社会教育局關係を担当する人々によつて、少くとも一党の党報が、しかも一方的に、教育二法案を成立させるために、法案の内容を説明したものが流されておるといふことは、これははなはだ重大な問題であつて、自由党が流しておるならば、これはまたほかの政も流してもいいといふことにはなりません。けれども、今までそういうことがなかつたのに、急に自由党がばあつとこゝういふ党報を流したといふことは、これは政治的意図をもつて法案成立のために学校――PTAはすなわち学校と、それから父兄と両方含まれますが、そういうものへこれが大量に發送されるということとは、これはその影響するところははなはだ重大な問題がある。この点文部省が御調査になつておらぬといふことになつておらぬなら、何ら調査されないといふことは、はなはだおかしいことであるが、その調査の必要なしといふふうにお考えになつて調査なさらないのであります。あるいはまだほかに何か意図するところがあるのですかどうか。

○緒方政府委員 私の担当の關係におきましては、調査いたしておらぬわけでありまして、ほかの方で調査しておるかどうかは私には存じません。ただ、この自由党報の問題でございまして、今の御質問の趣旨は、これが政治的な意図で配られた、こゝういふやうな

お話をさせていただきますが、今度の提出いたしました法案との関係につきまして、先ほど問題になりました教育の中立の確保の法案、この問題との関係は私はないと考えております。

○受田委員 私先ほどちよつとこの問題に就いて文部大臣にお尋ねしたのでありますが、大学の先生たちが、この二法案の成立は国の不幸であるという立場から、国会に陳情その他の意思表示をなさる場合は、これは国家公務員法の第百二条に基づく人事院規則に照して、一党の政策に反対する、そのときの国の政策その他に反対するものとして、これは処罰の対象になりますかどうかという事です。

○緒方政府委員 これは人事院規則の解釈の問題になつて来ると思ひますが、人事院の政府委員の方が見えておられないようですから、私が申し上げる方が適當であるかどうかとも思ひますが、上げますと、この人事院規則は、ごらんだたきとわかりますように、一定の政治的目的を持ち、そうしてここに掲げられておりますような具体的な行為をした場合に、それが禁止されるという趣旨でございます。そうでございますから、今お述べになりました国立学校の先生たち、これはまあ国家公務員でありますから、その人たちが、その法案の反対の運動をされる、これがどういふ態度になりますか、まあこの行為の態度の問題もあると思ひますが、それよりもまず第一に、この目的の問題でありまして、どういふ目的に触れるかという点が問題になると思ひます。それでこの問題は、たとえ人事院規則第五項の目的の第六号

に、国の機関の決定した政策の実施を妨害することとございしますが、こういう目的を持つて何かやるといふ場合は、あるいは問題になる。しかしこれは国の機関の決定した政策でございしますから、まだ法案の段階におきましては、決定した政策にはならぬと思ひます。それに対して反対の意見を述べることとは、かりにこの実施の妨害といふことに該当すると思ひますが、これは当然、かように考えまして、さらにまた実施の方法等につきましては、いろいろと解釈の問題があるようでありますが、大体当然と思ひます。

○受田委員 初等中等教育局長とすいぶん長い名の局長さんでいらつしやいますか、あなたの御所管なさつておられる高等学校、中小学校、この職員は、従来は地方公務員として、小中学校は市町村の教育委員会に所属しておりますが、また県立の中学校、高等学校、これは大部分の高等学校は府県立でありますから、それは府県の教育委員会に属しておられますが、そういう人々が、今度この法律の実施とともに、国家公務員の政治活動制限の規定の適用を受けるわけになります。その場合に、ちよつと先ほど大臣に質問したのでありますが、教育庁の職員といふものと、それから教育の実際の場における人々との差等を設けることについては、事務と教育の直接の担当者とは区別をつける必要があるという御答弁があつたのですが、私が先ほど指摘した指導主事というものは、これは御承知の通り直接教育の内容を指導するわけですから、この教育の内容を指導する人が政治的行為の自由を認められておりながら、その指導を受ける方がその

自由を失われておるといふことは、はなはだ矛盾すると思ひますが、あなたは直接の事務的担当者でいらつしやいますので、政治的な御答弁でなく、はつきりした御答弁を願ひたいと思ひます。

○緒方政府委員 特に公立学校の教育公務員の政治的制限を、国家公務員である国立学校の教育公務員の制限と同じようにしようといふのがこの趣旨でございします。お説のように、指導主事は校長あるいは教員に対して指導助言をいたします。この指導助言の内容はいろいろございしますが、しかしながら、私もこのたび国立学校の教育公務員と同じような制限をしたいといふのは、公立学校の教育公務員、実際に教壇に立つて教育を行う公務員、これに限つて国立学校と同じような制限を設けたい、かように考えております。

○受田委員 これははなはだ事務的な御答弁であります。国家公務員であるところの教職員と、地方公務員の教職員との比較において、国家公務員の方には国家公務員法に基いて制約を受けますが、地方公務員は、地方公務員法の立場からその行動が規制されておる。その地方公務員法の適用を受ける中に、教育公務員というものが一つあつて、その教育公務員の方は、国の権力者としての権力行使の立場から見たならば、これははなはだ強い権力行使者です。教育そのものの担当者でありませんが、権力を行使する人ではない。だから、公権の発動をする立場の国民全体の奉仕者としての、あるいは公共の全体の奉仕者としての立場の地方公務員の方が、影響力を与えることは特に大であると思ふ。普通の公務員、たとえば県庁の職員、地方事務所の職員のごとき、これは訓練を与え、あるいは町村長を集め、社会教育機関の責任者などになり、また政治的意図をもつてその担当区域外で行動を自由にとられておる。ところが、実際の教育というものは、そうして対外的に影響を与える力は少いものです。その少い人たちが政治的行為の自由を束縛されて、その影響力を大きく与え、その県の職員とか、あるいは教育庁の職員とかいふものが、行為の自由を与えられているといふことは、影響力の上からいつたらはるかに大きい地方公務員が、今後引続き基本的人権である政治活動の展開の自由権を尊重されておるという結果になると思ひますが、この点いかがお考えでしょうか。

○緒方政府委員 教育公務員以外の公務員につきましては、政治的行為の制限をした方がいいかといふことは、別の観点から論ぜられる問題だと考えます。私もこのたび提案いたしました法案につきましては、教育公務員につきましても、教育公務員の内容であり、その内容の特殊性から申しまして、その制限を国家公務員と同じようにしたい、かような観点からいたしておる次第でございます。今お話のような、それ以外の公務員の政治的行為の制限につきましても、また別の観点から考えられると思ひます。政府といたしましては、それ以外の公務員の政治的行為の制限につきましても、現在のままではないという判断で、それについては触れておらない次第でございます。

○受田委員 今私が申し上げたような、権力行使の及ぶ範囲が教育公務員よりもはなはだ大きい普通の地方公務員が、そのままでいいといふふうに判定されたようでありまして、私の今申し上げた論点から見ての御答弁を願ひたい。なぜ普通の地方公務員を除外したか、なぜ普通の地方公務員の影響力は薄いと判定したかといふことを私はお尋ねしておるのです。

○緒方政府委員 今申しましたように、教育公務員の職務の内容であり、教育といふものを取上げてやつておるのであります。この教育といふものが特に児童生徒等に与えます影響力は非常に大きいわけでありまして、そういう特別な職務を持つておりますので、その教育公務員が政治的な紛争に深入りをするとか、政治的行為に深入りをして、そのために教育公務員の職務の内容であります教育に影響を及ぼしてはいけない、この点を重視いたしまして、特に国家公務員と同等の制限を加えたい、かような次第であります。

○受田委員 教育の内容において影響を及ぼす、子供の教育に影響を及ぼすという意味で政治行為が影響するのである、教育が自分の地域以外、子供がおらぬ地域です。自分の勤務しておる市町村ではなく、よその郡市に行つてある特定の人の推薦をやつたかといふようなことは、その地域の子供に何ら影響しません。

○緒方政府委員 今私が申し上げましたのは職務の内容であります。教育の特殊性に基きまして、教育公務員自身の行為を制限いたしました。そうして、それによつてその職務の内容であり

ます教育の公正なる運営を期す、この点に重点を置いて考えた、かように申し上げました。

○受田委員 私ははなはだあやしい御

答弁だと思ひます。普通の地方公務員の場合、たとえばこの地方事務所所管の職員が次の地方事務所所管の管内に行つて政治的行為をやつた、これは県庁の役員がおつしやるのです。県の教育庁の指導主事だそうです。そうすると、教員よりもつと大きな影響があります。それを抜きにして、影響の少ない先生だけを指摘するのは——どうも今あなたが御説明になつたのでは、教育の内容によつて子供に影響を与えようといふことのみで教育の重要性を説いておられるが、対外的な政治的影響力は、権力者の権力行使が強大な普通の地方公務員の方がはるかに大きいじやありませんか。この観点をどういふふうに論破されますか。

○緒方政府委員 先ほど申し上げましたように、教育公務員以外の公務員につきましては、別の観点から検討されるところと考へます。ただ私もこのたびの改正案として出しましたのは、教育公務員につきまして、国家公務員と同じような制限をする必要があるものという観点で行いました。それから対外的な影響というお話でございますが、その公務員の政治的行為の制限の趣旨は、私が申し上げるまでもございませぬが、その公務員の政治的行為が行き過ぎまして、その結果いろいろと職務の内容に影響が及びはしないかということを考えていたしまして、そうしてその行為に一定の制限を与へまして、その職務の内容であります公務が公正に行くようにするといふことが趣旨なの

です。これは地方公務員法等にもすでに明記してある通りです。その観点からこの問題を考へておる次第であります。

○受田委員 緒方さん、あなたの今の御答弁では、他の公務員の方は別の観点からこれを考へるというのですが、別の観点から考へるべき他の公務員の方が重要な影響力を持つておるのに、影響力の少ない方を先に取上げて、影響力の大きい方をなぜおやめになられたか、その論点を究明願ひたいと思ひます。お預けしちやいけません。他の公務員です。他の公務員の立場を申し上げたい。

○緒方政府委員 私どもがこのたび提案いたしましたのは、教育公務員について、地方の公立学校の教育公務員も国家公務員と同じ程度に制限する、これは教育という事柄の性質が、先ほど申しましたように、地方と国と区別する理由が少いところからいたしまして、本案を提案いたしておる次第でございます。

○受田委員 先ほどあなたは、答弁でこうおつしやいましたね。教育の内容について子供に影響があるというお言葉があつたのです。それだから教員を抜き出したのだ、こういうことがあつたのですが、直接教える先生は、今の法律でも、地方公務員法の三十六条の但書で、その地域では政治活動がでないようになつておるのです。私もこの立法の担当者の一人でありましたから、よくそのときの立法事情を知つておりますが、教員がその地域で自分の教える子供や父兄に影響を与えるような行き方はいけないというので、

われ／＼は、進んで市町村の所属の教職員はその地域内の政治活動を禁止するといふ法律をつくつたわけですね。だから直接影響を及ぼすところの教育の範囲内においては、何らその先生の政治活動はできないようになつておるの力がないわけですね。これはいかがでしよう。

○緒方政府委員 教育の關係は、自分の勤務する学校における教師と児童生徒との關係だと思ひます。しかしながら政治的行為をその地域だけに限らないうで制限することが必要である、それはなぜかと申しますと、特に教育といふものが事常に重要な公務でありますので、それに従事します教育公務員は、その地域に限らず、国家公務員と同じような制限を与へたい、かような趣旨であります。

○受田委員 これはだめですよ。そういふ地域で何ら影響を受ける人でない人が、たとえば東京の先生がいなかの方に行つて、ちよつと政治行為をしたのが何ら影響しますか。それとも一つは、さつき申し上げたような、むしろ指導主事のような立場にある人が——あれは学校の先生を監督する責任者だそうですね。その先生がここで話するんだと、その人が他の地域に行つて、ある特定の政党の支持をやる、または反対をした方がはるかに影響力が大きいのですよ。ここをひとつお考へ願ひたい。

○緒方政府委員 それは、今国家公務員が全国的に政治的行為の制限をされております。従つて国立学校の先生も全国的に政治行為の制限をされております。しかし勤務する学校というものは一つの学校であります。今のお話であります、国家公務員である国立学校の先生につきましても、地域だけの制限でよろしいということになりはしないかと思ひます。

○受田委員 あなたは国立学校の財政的な基盤の立つ範圍と、それから市町村の学校に所屬する財政基盤とを混同しておられますが、国立学校というものは国全体の費用で建てておるもので、山口県へ行つても広島県へ行つても、青森へ行つても北海道へ行つても、国立学校は、その地域の人が自分の税の負担によつてその先生を雇うておるのと同じことです。これはどの地域に行つても、全国共通にわれらの費用によつてその先生は先生になつておる。ところが市町村の教員というものは、その市町村の所属の身分じやないわけですね。国全体の所属の身分じやない、身分の異なるところが違ふ。財政的基盤が違ふ。山口県、広島県、あるいは青森県、北海道と、国のすみ／＼まで、それ／＼の所属の府県の教員は、その府県から費用をもらつて、義務教育学校では国の半額負担によつて職務を遂行している。国立学校の先生は、国費の全般のまかないによつて運営されておる。従つて、私立の学校の先生の政治行為の制限の規定はない、この私立学校の教員の制限をしないこととの比較は、あなたはいかが御答弁なさいますか。

○緒方政府委員 私立学校の先生に対する問題は別な観点から考へなければならぬと思ひます。と申しますのは、このたびの法案は、すでに公務員に対しては政治的行為の制限が課せられております。その課せられております

は一つの学校であります。今のお話であります、国家公務員である国立学校の先生につきましても、地域だけの制限でよろしいということになりはしないかと思ひます。

○受田委員 あなたは国立学校の財政的な基盤の立つ範圍と、それから市町村の学校に所屬する財政基盤とを混同しておられますが、国立学校というものは国全体の費用で建てておるもので、山口県へ行つても広島県へ行つても、青森へ行つても北海道へ行つても、国立学校は、その地域の人が自分の税の負担によつてその先生を雇うておるのと同じことです。これはどの地域に行つても、全国共通にわれらの費用によつてその先生は先生になつておる。ところが市町村の教員というものは、その市町村の所属の身分じやないわけですね。国全体の所属の身分じやない、身分の異なるところが違ふ。財政的基盤が違ふ。山口県、広島県、あるいは青森県、北海道と、国のすみ／＼まで、それ／＼の所属の府県の教員は、その府県から費用をもらつて、義務教育学校では国の半額負担によつて職務を遂行している。国立学校の先生は、国費の全般のまかないによつて運営されておる。従つて、私立の学校の先生の政治行為の制限の規定はない、この私立学校の教員の制限をしないこととの比較は、あなたはいかが御答弁なさいますか。

○緒方政府委員 私立学校の先生に対する問題は別な観点から考へなければならぬと思ひます。と申しますのは、このたびの法案は、すでに公務員に対しては政治的行為の制限が課せられております。その課せられております

公務員につきまして、そのうちの公立学校の教育公務員を国立学校の教育公務員と同じようにしたいという観点から提案しておる次第でございますが、私立学校の教員に對しましては、これはまた新たな制限になつて来るわけでございます。そういう新たな制度をつくるといふことになりまふので、公務員という基盤の上に立つ問題に限つてこのたびは提案をいたした、かような次第でございます。

○受田委員 教育の重要性の点からいつたら、国立も公立も私立も同じはずなんです。教育の重要性を考へて行くといふことになるならば、私立学校の先生のその教育の影響するところは、これまた同等に大きなものがある。私は私立学校も制限してくれという意味で言つてゐるのではないが、あなたの論法をもつてすれば、私立学校との関連において支離滅裂な結論が出る。また国立と市町村立との学校の關係において混同していらつしやる。国立と市町村立との關係を同じような基盤で御解釈されておるといふことを私はふしぎに思ふ。この点教育の内容という点からいうたならば、私立学校の先生が政治活動をするとは、その地域の人がさうに大きな影響を受ける、そういうことを私お尋ねしておるわけですね。

○緒方政府委員 私は財政的な基礎の問題じやなくて、教育の内容から申し上げておるのであります。その観点におきましては、公立学校の教育も国立学校の教育も内容は同じであります。ただ私立学校につきましては、私立学校の教員は、今申し上げましたように公務員じやないのだから、公務員じやない私立学校の教員に

新たに政治的行為の制限をしますことは、現在の法体系として問題がござい
ますので、公務員である公立学校の教
育公務員に限って改正をしたい、かよ
うな考えであります。

○受田委員 教育の内容については公
立も国立も私立も同じだ、ところが私
立の先生は公務員でないからこれは制
限しないんだという今の御解釈は、教
育の内容という点を重点におつしやる
ならば、はなはだ矛盾した御回答で
す。教育の影響するところは、国立で
あろうと私立であろうと市町村立であ
ろうと同様なはずで、私立の学校の
先生が、一方の政党の支持を子供に教
えた場合、あるいはその町村でどん
どん政治活動をやつた場合、これは全
然見のがして、市町村立の先生
だけを縛るというのは、教育の内容を
中心としていうならば、はなはだ矛盾
したことであると思ひますが、この点
いかがでございましょう。

○緒方政府委員 もちろん教育の内容
は公立も私立もかわりはありませんの
で、その教師が政治的行為に巻き込ま
れまして、その影響が職務の内容であ
ります教育に及ぶことは避けなければ
ならぬと考へます。しかしながら、こ
れはただいま申し上げましたように、
公務員じゃないのでございまして、国
立、公立の学校の教育は、ただいまお
話のありましたように、公務員としての
公の性質を多分に持つております。私
立の学校の教育とは、その点において
多分に差別があると思ひます。従いま
して、私立の先生につきましては、も
ちろん政治行為に深入りしないような
配慮がなされなければなりませんけれ
ども、この法律は、公立の公の性質を

持つと申しますか、公務員である教育
公務員について改正をいたした、先ほ
どから申します通りであります。

○受田委員 局長の答弁は答弁になら
ないのです。それは国立の学校と同じ
にするというだけの御説明であつて、
ほかのものは別の関連において、別
の機会においてということになつたので
は、はなはだおかしいと思ふ。私立学
校法によつて学校法人の設立をお認め
になり、その学校へ子供の教育を一任
する、その態度を文部省がとられてお
りながら、文部省は公立の学校の先生
の方の取締りをやつて、私立学校の先
生はどういうことをやつてもいいんだ
というふうな、思想の自由、政治行為
の自由をお認めになつておる。これは
大きな矛盾です。教育の内容からいつ
たら同じことじやないですか。しかも
私立学校法によつて、文部大臣は私立
大学その他の私立学校の指導監督の任
にも當つておられる。それを私立学校
は天下附れての政治活動の自由、公立
学校は市町村に至るまで手も足も縛る
という大きな矛盾は、いかが解決なさ
いますか。

○齋藤説明員 先ほど局長から申し上
げましたように、政治的行為の制限と
いうものは、公務員に対して公務員個
人の——これは勤務の内外を問はず、
その個人の政治行為を制限すること
の一定の行為を制限いたしますことは、
極端な政治的な活動に巻き込まれ
ることによつて、同じ人間でございま
すから、おのずからにして公務員政治
的な影響をもちます。こういう趣旨に
おいて、現在の公務員は、国家公務員
であると地方公務員であるとを問わ
ず、制限があるものと考へます。従い

まして、今お話のように私立学校の先
生の場合に、同じ関係において、教育
の政治的中立を確保するために、その
個人的な行為についても制限を加える
べきだ、御議論はあるかと思ひま
す。しかしながら現在の制度におきま
しては、公務員という特別の権力関係
に立つておる者に対して、その個
人の政治的な活動を制限するという趣
旨でございまして、こちらからはまづ
現在の制度上とられてない考え方であ
ります。しかしながら教育が政治的
に中立でなければならぬ、こういう
考え方につきましては、基本法八条に
法律に定める学校云々とあります。そ
の他教育内容につきましては、もちろ
ん学校教育法以下の規定を守り、ある
いは私立学校における所轄庁たる都道
府県知事の監督あるいは認可の取消
し、そういうような事柄で、もちろん
その中立を守るべき要請は、私立学校
に対してもあるものでございまして、
も、現在教員個人の政治的な活動とい
う観点から規制するものといはしまし
ては、現在の公務員法の考えからは、
公務員についてだけしか制限できない
のではないかと、こういうことを局長か
ら申し上げたわけでありました。

○受田委員 今の課長の御説明では、
権力関係において制約する必要がある
ということでありましたが、市町村の
学校の先生が市町村の区域外、自分の
権力関係のないところで政治行為の自
由を認められておることに對して、な
ぜ束縛されるのですか。

○齋藤説明員 一応身分ということ
離れて、どの範囲に規制することが妥
当かということでは地方公務員法もでき
ておると思ひます。それから御承知の

ように但書におきまして、たとい都
道府県の職員でありましても、地方事
務所等における者は、その範囲でいい
うのが現行法の建前でございます。

身分というものと政治的行為の制限の
範囲というものは必ずしも一致してい
るものではないと思ひます。このたびの
改正におきましては、教員の政治活動
の直接の影響力という点ではござい
ません。そのなすべき公務たる教育が
いかなる影響を児童、生徒に対して持
つか。そして結局教育というものは、
一地方の利害に關するものではなくし
て、これは国民全体に対する影響力が
あるのだ、児童に対する教育が影響を
持つのだ、こういう観点から、国立学
校の教育公務員と同様の制限をする、
こういう趣旨でございまして、必ず
しも身分ということその範囲と、必ず
しも一致するものではありません。

○受田委員 はなはだあなたの御答弁
もおかしな御答弁になつておると思ひ
ます。それは当時の地方公務員法の精
神からいいますと、先ほど私が読み
上げましたように、三十条にある服務
規定のちやんとしたところ、全体の
奉仕者としての地方公務員の立場がう
たつてあります。その立場も考へて行
かなければならぬ。教育公務員だけが
抜き出される理由はさつぱりありませ
ん。教育基本法による教員は、国全体
の影響を持つのだという言葉を今お叫
びになつておるわけですが、教員の身
分は市町村に關しておる。市町村の教
職員として立つておる人がその地域以
外で行動することは、府県の職員であ
る地方事務所の職員が、その地域外で
行動すること何ら矛盾するものでは
ない。府県の職員は、その地方事務所

の管轄を担当する職員です。身分が府
県にあるだけで、實際は職務の及ぶ範
圍は、その地方事務所の所管でありま
す。しかもその所管内だけに影響を及
ぼさせないよう、地方公務員法は制
約をしておるのです。また市町村の教
員も、その及ぶ範囲は市町村内だけで
あるから、市町村の内部においては政
治活動をしてはならない。すなわちそ
の影響力の及ぶ範囲を現行法ははつき
り規定しておる。それをわざ／＼何を
好んで国全体に影響を及ぼすのか。影
響を及ぼす、影響を及ぼすというけれ
ども、甲の村の先生が他郡に行つて、
学校の先生であるからといつて、その
村の子供に影響を及ぼすということ
は、何の観点でそれがおわかりになる
のですか。

○齋藤説明員 地方公務員が全体の奉
仕者という観点は、地方公務員法第一
条の精神から参りますれば、住民に対
する奉仕者というところに相なるだらう
と思ひます。これに反しまして教育公
務員特例法第一条は、特に地方公務員
たる国家公務員たることを問はず、教
育を通じて国民全体に奉仕するといふ
ために、その任用、分限、服務等に特
例を定める、こういうことをきめてお
ります。従いまして基本法の教育に対
する規定の仕方、あるいは特例法の第
一条の規定から考へまして、地方公務
員の全体の奉仕者という考え方と、教
育公務員の全体の奉仕者という考え方
には差があつたかと思ひます。それか
ら影響力の点でございまして、それか
らそれはその教員個人がかりに選挙活動
をなす、こういうふうなことの影響
力、その行為自体の影響力ではなくし
て、その行為をなすことによつて、そ

のみずから担当する公務がいかに政治的に片寄るか、こういう影響力の問題にするわけでございますので、その観点から考えました場合には、その教育は、これは児童生徒の教育ということを通じて国全体に影響を及ぼす、こういうふうな考えるわけであり

○受田委員 事務的な立場から、いろいろとこじつけの研究をされておるようでありますが、この問題については、少くとも一事務官がこういうことをいろう／＼と研究して、いかにこの法律の説明をするのにこまかしているかということについていろいろ／＼な努力をされたつて、それはあなたの担当の責任者である局長が理解しておられぬということでは、ほんとうに話になりません。事務官が事務的の立場で今のよう

上げたように、むしろ社会的な地位を持ち、教員を指導する責任のある教育長、そういった幹部の方がよほど影響力があるじやありませんか。こういうところはいろ／＼の法律の一番広いところを何かこじつけて、そうして他の法律と比べたらまるで話にならぬところをそのまま忘れておいてこの法律をつくらうとなさることは、これはこじつけです。この点については、もう事務官の御答弁ではあまりにもこじつけであるので、私は納得できません。少くとも地方自治法及び地方公務員法、あるいは国家公務員法制定の趣旨というものをよく考えなければならぬ。地方公務員としての立場で今まで生きて来た人々に、ここで国家公務員並の罰則を適用しようというものは、これはよほど無理をしなければならぬ。その無理をあえて押すところに私立学校との関係が起つて来る。教育というものが国民全体に影響するものであるならば、私立学校の教育だつて、やはり国民全体に影響する教育でなければいけないうちやありませんか。日本中の私立学校の先生はかつてなことをして

もしい。これは国民全体の奉仕者としての公務員じやないけれども、しかし実質的には国民全体の奉仕をするわけであり。教育公務員特例法と同じように、私立学校の先生もその線で同じように動かなければならぬ。だからこういう点で私立学校との関連、国立学校との関連、それから市町村立学校との関連というものにおいて、文部省は何らかのこじつけをされているということがはつきりわかる。そういう意味で私は、少くとも法律ができたとき

う。あの地方公務員法などは非常な苦難の後に現れた法律で、三十六条の規定なんかも、連日深夜検討を加え、苦勞を重ねてできた法律であることは御承知の通りです。教育公務員特例法なども、その制定の事情をよく御承知

をこじつけようとするに對しては、文部省當局としてははなはだけしかうぬ。時に責任者の局長そのものが御理解なさつておられないというようなことでは、この法案制定の将来に、あのかの雲のような暗影が襲いかかる心配をせざるを得ない。不用意のうちに、何とかしてこの法案をどうこじつけて行つたらいいかという説明のこりくつを事務局では考えられて

ばならぬと思うのでありますが、人事院規則によるところの政治活動制限の意図はどこにあるか、これを總裁に伺ひたいのであります。

○淺井政府委員 それはあらためて受田さんに申し上げる必要もないくらいなことではあります。やはり国家公務員が全体の奉仕者として中立性を持たなければならぬ、そこから出ておるよう

の地方の住民の利益に非常に大きな影響を及ぼす。またある地方に税務署があるといったします。これは国家公務員でありますけれども、その税務署の職員の一挙手一投足というものは、その地方の住民にいろ／＼影響があるで

○川島委員長 加賀田君。○加賀田委員 内容に關してはいろいろ説明もありましたが、まず局長にお尋ねいたします。人事院は、御承知のように国家公務員法に基いて公務員の労働条件その他が適正であるかないかということとを審議するわけですが、この政治活動に對しては国家公務員法を適用することになったのですが、この法案を提出する前に人事院と相談なされて了解を得たか得なかつたかということを一応聞いておきたい。○緒方政府委員 御相談申し上げたわけであり。○加賀田委員 では人事院總裁にお伺ひします。大体この法案を提出する前に相談があつて了解されて、それに基づいて人事院としてなされなければならぬ問題の考慮の上に立つて了解されたのかどうか。○淺井政府委員 その了解ということ

政策上いいとか悪いとかということについては、了解するとかしないとかいう問題ではないと思います。

○加賀田委員 じやどういう意味ですか。

○浅井政府委員 すなわち了解というのは、こういう形でもって人事院規則が地方公務員の上に適用されるということに結論としてはなるわけでありまして、それに対する了解ということではありません。つまりこれを逆に申しませうすれば、国家公務員について人事院がつくつておきますところの人事院規則が、この法案が成立すれば地方公務員の上にも適用せられるであろう、こういうことを了承したわけでありませう。

○加賀田委員 そういたしますと、大体人事院としては、国家公務員に対するあらゆる行政面に対しての調査あるいは擁護をしなければならぬ立場ですが、これが適用されて参りますと、五十万の教職員に対して、やはり人事院としては執務は多くなるといふ点があると思いますが、その点に対して御説明願いたいと思います。

○浅井政府委員 執務は多くなると思つております。つまり人事院がつくつた人事院規則が地方公務員の上に働くだけではありませんが、その地方公務員の身分はそのままでありまして、これに対して人事院が何も任命権者でもなければ主管官庁でもないのではありませんから、執務は多くなると思ひます。

○加賀田委員 公務員法の百二条に基いて、人事院規則に政治的行為に関する規定が出ておるわけでありませう。この第八項だと思ひますが、これを見

てもらえばはつきりすると思ひます。各省各庁の長は、法または規則に定める政治的行為の禁止または制限に違反する行為または事実があつたことを知つたときは、ただちに人事院に通知せねばならない、なおこれに対する適切な手段を講ぜなければならぬ、ということが載つております。従つて人事院としては、従来国家公務員がこうした政治的な禁止並びに制限に対して違反した場合に通告を受け、しかもそれが適正な措置が行われたかといふことを人事院としては絶えず検討していただかなければならぬと私は考えます。この人事院規則に基いて、今後五十万の教職員がこれに違反したといふ場合も、やはり人事院に報告しなければならぬ、という義務が起つて来る。従つて報告を受けたら、報告をたなへて置くのでなしに、五十万に對して適正な措置が講ぜられてゐるかといふことをやはり検討する必要があると来る。それで執務の増大になつて来ると思ひますが、この点は、いかがですか。

○浅井政府委員 その点について申し上げたいことがあるのであります。それは、先日櫻井さんからもお尋ねがありました。いづゆる国の調査の問題、あるいは国家公務員に云々といふような問題、これらの点につきましても、人事院といたしまして将来少しく考えなければならぬことがあるのではないかと考えております。それは、つまりこの人事院規則にあるいは幾分変更しなければならぬ必要が生ずるかと思つております。しかしそれを私どもが今日まで一言も申しませぬのは、まだこの法律に対する国会の御意思等

がちつともきまつていないのでありますから、それはこの法律が成立いたしました後におきまして支障ないようにしたいと思つております。

○加賀田委員 大体そういうことで、教職員の問題に対しては、人事院としてはさらに作業量がふえて来るということに認めなければならぬ、そこでこれが通過すれば、これに基いてこの問題に對してさらに検討しなければならぬ、という答弁がございましたが、次に局長にお尋ねいたします。この問題は、いづゆる人事院の了解を得て出されたと思ひますけれども、この法案の問題は、教職員の政治活動の問題に對して、この違反並びに禁上が記された場合には、現在の地方に制定されてゐる教育委員会の決議によつてこれが審議されることになるわけですが、従つて人事院に報告しなければならぬと義務づけられたことは、どこから人事院に報告すると思はれてゐるのか、その点説明願いたい。

○緒方政府委員 この八項の規定は、地方公務員であります公立学校の教育公務員の場合は、実体的に關係がございませぬ。

○加賀田委員 これはゆゆしき問題だと思ひます。百二条第一項に規定する政治的行為の制限に違反した者は、同法第百十條第一項の例によるものとす。しかし公立学校の教員は国立学校の教員の例によるということになつております。国立学校の教員は国家公務員法の百二条を適用されるとするならば、百二条には「人事院規則で定め

る」云々ということが載つております。従つて人事院規則に定めた問題は、いづゆる政治的行為に関する規定

として出ております。この規定は第一項から第八項まであるわけですが、これが全部適用されるということになるわけですが、それで第八項だけは適用する必要がない、これは、法理的には成り立たないと思ひますがどうですか。

○浅井政府委員 その点は私がさういへお答えしたことに触れるわけでありませう。つまりこれは、読みかえの規定というものがこの法律の中に入つておりましたために、そういう点が問題になる。たとえば文書圖画を国の庁舎に掲げるとある。ところが地方公務員がかりに政治活動いたしました場合に、自分の庁舎を捨ててわざ／＼国の庁舎まで文書圖画を張りに来るばかはいないだらうと思ひます。そういうたしなますと、国の庁舎という言葉は、これは将来あるいは変更しなければならぬように思つております。それからまた今の報告の義務は、事務量がふえないようにするためには、これは厳正にそのまゝ解釈して行かなければならぬと思つております。すなわち国家公務員の場合だけは報告の義務がある。

つまり各省各庁の長といふものは国家機関の長といふのであつて、何も地方公務員に関する事例は一人人事院まで報告して来なくてもいいと、こうする方が適當であらうかと考えております。そこで、そういうたしなように、この規則がそも／＼地方公務員を予想してきていないために、この点は将来人事院としても考慮する必要があるかと思つております。従ひまして、将来これを變更いたします場合は、人事院は公正な独自の見解でこれを變更いたします。決してだれの意見も聞きませぬ。われ／＼といたしましては、最も

公正な立場からこの規則をかえる必要があると認めたらかえる、こういうこととあります。

○加賀田委員 文部省と人事院とが、この問題に對して相違意見の相違があるといふことを見出して、これはたいへんなことだと思ひます。地方公務員が、こういうように政治活動の制限を受けたいために、国家公務員法の百二条を適用することになつたために、人事院規則がそのために改正されるということ、は、ゆゆしき問題だと思ひます。そういうことを両方の了解なくして、こういうずさんな法案を出すということは、文部省としても私は再検討する必要があるのじやないかと思ひます。その点文部省はどう考えるか。

○緒方政府委員 これは「国立学校の教育公務員の例による」ということでございませう。人事院規則との關係はないと思つております。

○加賀田委員 人事院規則とは關係ないとおしやるのですか。人事院規則は關係がないのですか。もう一度確認いたします。

○齋藤説明員 今ちよつと御質問をあれしてございまして、現在の八項の關係を申し上げたと思ひますが、局長のお答へになりましたのは、「国立学校の教育公務員の例による」ということでございませう。これは国立学校に現実に適用になる人事院規則の改正、これは将来改正されるならば、それについて行くわけでありませう。その關係は人事院だけの考えであつて、私たちが申上げたのであります。

○加賀田委員 それはもちろん人事院が独自に人事院規則をかえれば、それ

について行かなければならぬことは当然です。しかし文部省として、この第八項に対しては特に影響されないのだということを言ったが、人事院としては、適用されるおそれがあるから再検討して、修正する場合にではなくてはならないという問題が起つて来て、大きな食い違いがあると思う。お互いに話し合つて、了解の上に立つて提出されたというのに、この重大な問題を何ら話し合ひも終結せずして国会へ提出するという、こんな事なんなのをわれわれは審議できない。だからこれは人事院として、あるいは文部省としても、話し合ひがあつたら、こういう問題はどうするんだというのを、やはり国会に明確に説明されて、われわれの審議に対して態度を決定する大きな資料になくはならぬと思う。従つて五十万の教職員がこの人事院規則を適用されるということになつて、そのために、地方公務員が入つて来たために、いわゆる招かざる客が座敷へ上つてあぐらをかいたために、人事院の方として規則を変更しなければならぬ、こういう問題が起つて来るわけですから、もしこれを變更されずして、このまま適用されるとすれば、文部省としては八項は適用されないのだ、人事院としては適用されるかも知れない、こういう点も調整してもらわなければならぬし、もし八項が適用されるとすれば、どういう経路をたどつて人事院の方は適用されるのか、この点も明確にしてもらわなければ困る。

○緒方政府委員 これは先ほど總裁からお話のあつた通りでございますが、私も先ほど地方公務員は関係がないと言いましたのは、先ほど總裁のお話

になりましたような意味で申し上げたのであります。今後人事院の方で適当に御改正になる場合には、先ほど申しましたように、公立学校の教員につきましても、適用されると思います。○加賀田委員 時間が経過しましたけれども、もちろん改正すればそれについて行くということは当然でありまして、しかし現在国会でこれが通過した場合に、翌日でもこういう問題が起つた場合には、これはやはり八項に基いて報告しなければならぬ義務が起ると思う。それはどういふ経路をたどつて人事院に報告されるか、その点を聞いています。

員が政治的行為の禁止並びに制限を行わなければならぬかという目的が第一に明瞭になつております。それは今申し上げた国民全体の奉仕者であるということと、さらに職員の仕事を守るということ、これが一番大きな目的なんです。政治勢力の影響または干渉から職員を守つて、政変が起るとか、あるいはその当時の政治勢力の変更によつてすぐ職員の身分が不安定になる、あるいは左遷されたり首を切られたり、しかも国家行政がそのために麻痺状態に陥るといふようなこと、こういうこともやはり考えられてつくられたわけですから、そのために地方公務員と国家公務員との政治活動の制限に対する区分ができています。これが大きな目的であつたにかかわらず、国民全体の奉仕者であるという点だけで、教育を担当する職員の政治活動を全国的に禁止するということ、その目的と方法を適用するということに大きな矛盾が来てると思ふのですが、その点文部省としていかが考へになつておりますか。

○緒方政府委員 今のお話のこの制度の趣旨は、職員を保護して行くという建前のありますことは、お話の通りであります。そこで先ほど私が申し上げましたのは、政治的行為を制限することによりまして、職務の中立性を守る、それによつて職員の地位を保障して行く、そうして保護して行く、こういう趣旨でございます。従いまして、このたび政治的行為の制限を従来よりかえまして、国家公務員と同じようにしなして、その趣旨は一向かわらないのであります。

○加賀田委員 答弁が非常にあいまいですが、いわゆる政変その他政治的な勢力のいかによつて、地方公務員並びに国家公務員の身分というものが非常に不安定ということが、政治的行為の制限の大きな理由であるわけですから、現在の教職員の雇用関係と申しましたうか、それはやはり地方団体だと思ひます。任免あるいは懲戒等は地方団体がやる。そういったしますと、国家との関係は非常に稀薄なんです。地方自治体の政治権力との雇用関係で大きな影響をもたらして来ておるわけですから、そういう意味で、今申し上げたように、地方公務員は地域的に政治活動を制限され、国家公務員は全国的に制限されておるといふ大きな問題が起つて来ておるわけですから、ここに大きな目的があるにもかかわらず、教職員だけが全国的に制限されるということにも、説明の中でも大きな矛盾があると思ふ。従つてこれは単なる教職員のいわゆる政治的行為を制限するということ、国家公務員に準ずるといふ目的だけでなく、教育の中立性と表裏の関連性があると思ふので、その政治活動を制限した目的と、教職員をその中に入れようとする目的とは相反しておる。特例法は政治活動を制限するために設けたのではありませぬ。これは人事制度を基本として設けられたものです。これは第一一条に出ておる。そういう違つた目的の法案の中に全部巧妙に含めて、この法案を出して来ておるところに、われわれとして非常に不明朗な、陰險な法案として指摘する必要がある。しかも今申し上げたように、そのために招かれる客が入つて来たために、人事院もさらに検討しなければならぬ、報告があれば調査しなければならぬ、こういう問題が必然的に関連して来る。これは人事院に特に注意して質問しなければならぬ大きな理由なんです。しかも今申し上げたように、そのことで意見がまだ最終的に決定していないという皆さんの法案は、これを再検討するために撤回して、人事院も十分審議の上に立つて自信をもつて提出していただきたい。

○緒方政府委員 職員の保護の問題であります。これは私は、政治行為のたとへば地域の制限を上げますから、そういうことによつて制限を強化いたしますけれども、教育公務員が政治に深入りすることから防いで行く、それを強くするわけでございますから、それは職員の保護については、深入りさせないで、そうして職員の地位を保障して行くという趣旨には一向さしつかえないのではないかと。それから人事院の關係の八項の問題につきましては、各省の長は報告しなければならぬというところになつておりますので、その点につきましては、現在のままでは適用はない、かように申し上げておる次第であります。人事院と齟齬している点はないのではないと思ひます。

○石山委員 この法案が通つた場合、私はその処理に非常に困難を感じるんじやないか、こういう懸念があるわけですか。憲法であるとかないとかいうことは別として、通つた場合だけ自信のある処置がとれるか、たとえば教唆運動、あるいは良識ある公民たるに必要なというその限度といううな言葉によつて、この法律が定められておるわけですか。あなたの方では、たとえば教唆運動は、こういふ事項は教

育の場においては教唆扇動になるといふことを、どのくらい想定しておるか、どういふ事例になるか、たとえば必要な限度という言葉も、何を越えたら罰せられるというようなことであらば、必要な限度ということもわかるんですが、必要な限度が各個人によつていろいろ違つて来る、こういうような場合にこまかい細則を考えられておるかどうか。

○緒方政府委員 ただいまのお話は、政治的中立の確保に関する法案の第三条の問題だと思ひますが、第三条の第三項は、ただいまお話のありましたように、「特定の政党等を支持させ、又はこれに反発させる教育を行ふことを教唆し、又はせしめ動してはならない。」第二項は「必要な政治的教養を与えるに必要な限度をこえて、特定の政党等を支持し、又はこれに反対するに至らしめるに足る教育」かように規定いたしました。第一項とも教唆扇動をしてはならないというその内容につきましては、確定しております。今お話の「良識ある公民たるに必要な政治的教養を与えるに必要な限度をこえて」云々というところは、これだけで判断するものではないのでありまして、この先の「特定の政党等を支持し、又はこれに反対するに至らしめるに足る教育」これが教唆扇動を禁止されておるわけでありませう。

○石山委員 教唆扇動という言葉は、言論界に非常に影響があるというので、以前破壊活動防止法の場合にも非常な論議をかわしたのであるが、その当時の論議のことをよく研究されてこの言葉を今回も出して来たかどうか。それで限度という言葉はいろ／＼問題

があると思ふ。あなた方が考えておるところの良識ある公民というのは、何をさして良識ある公民と言ふのか、どういふ基準をもつて言ふのか。

○緒方政府委員 これは教育基本法第八条というのがございまして、その一項に「良識ある公民たるに必要な政治的教養は、教育上これを尊重しなければならぬ。」という規定がございまして、これは学校教育におきまして、その児童生徒が成人のあかつきに政治的立場をきめる、そういう場合に、自分の独自の理由、独自の判断によりまして公正な態度をきめることができるように、それに必要な政治的教養を与える、こういう規定であります。一般の常識ある公民、それに必要な政治的教養、かように解釈いたします。

○石山委員 どうも答弁がよく了解できないのですが、これが地教委にもしまかされた場合の結果をおそれます。これはあなたの方でも考えられて、内容を統一して、地教委に指示が何かされるつもりであるかどうか。

○緒方政府委員 この点は今お話しましたように「必要な限度をこえて」ということだけじゃございせんので、その先にあります「特定の政党等を支持し、又はこれに反対するに至らしめるに足る教育」この方が構成要件として要素になつてゐる点であります。でありますから、これはこれで確定いたしますので、これ以上こまかく規定する考えはございません。

○石山委員 前に給与三本建の法案を人事委員会が非常に悪法として考えられた。今回のこれも悪法だろうと思ふが、前の給与三本建は、これは書面でもよろしゅうございしますが、各県の条例

によつて、給与三本建はその悪法であることをセーブするため、ある県においては二号上げ、ある県においては二号上げというふうな措置をとつておる県もあるように聞いております。そういうのを、あとで書類でよろしゅうございまして、調査されて、当委員会に提出していただきたいと思ひます。

○川島委員長 本問題に対する質疑は終了いたしました。

次会は二十二日午前十時三十分から開会いたします。なお午前十時から理事會を開きますから、御了承願つておきます。これにて散會いたします。

午後四時三十一分散會